

2024

RYOSHIN REPORT

リョーシンレポート



ごあいさつ

皆さまには、日ごろより、両備信用組合をお引き立ていただくとともに、温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。令和5年度の当組合の業績、経営内容などをご紹介するためディスクロージャー誌「リョーシンレポート2024」を作成しましたので、ぜひご高覧いただき、当組合へのご理解をより一層深めていただければ幸いです。

足元を見てみますと、小規模事業者さまにおかれましては、予想をこえる大幅な円安等により、原材料・エネルギーの高騰で価格転嫁できず、収益が低下しているほか、人手不足が足かせとなり、受注機会も逃すなど、厳しい経営環境が続いています。こうした中、当組合は、小規模事業者さま等に対する資金繰り支援、経営改善支援、事業再生支援等が重要であると考えております。こうした支援を継続するためには、当組合自身の経営基盤を強化し、持続可能な収益・人材の確保が必要でありますので、創意工夫を施しながら役職員一丸となって営業活動していく所存であります。

令和6年度は第12次中期経営計画2年目の折返し点となります。計画の当初に比べ、金利引上げの機運が高まっておりますが、これら激動する変化に対応しつつ、協同組織金融機関として相互扶助の理念の基、当組合の特徴である頻度訪問営業を重ねることで地域密着をより進め、地域の事業者さま、生活者さまに対して信頼・支持される「お客さま支援機関」として更なる地域経済の発展に寄与していきます。今後とも変わらぬご愛顧、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和6年7月

理事長 原田雅文

両備信用組合の概要

本店所在地 広島県府中市元町462番地の10
設 立 昭和27年4月
出 資 金 1,551百万円
組 合 員 数 23,126名
店 舗 数 14店舗
常勤役職員数 125名

(令和6年3月31日現在)



も く じ

■ごあいさつ	20	■両備信用組合の組織	20
■経営理念、等	2	■店舗・ATMのご案内	23
■リョーシンのあゆみ	3	■主要な業務	24
■業績ハイライト	4	■手数料	27
■経営管理(ガバナンス)態勢	6	■財務諸表の適正性及び内部監査の有効性	28
■コンプライアンス態勢	7	■財務諸表	28
■苦情処理措置及び紛争解決措置について	8	■主要な経営指数の推移	33
■当組合の「勧誘方針」	9	■預金業務、融資業務	34
■リスク管理態勢	11	■証券業務	37
■地域密着型金融	14	■その他業務、諸比率・収益費用等	38
■地域貢献活動	17	■自己資本の充実の状況	40
■お客さま満足度アンケート	19	■役員等の報酬体系	45



シンボルマーク

Ryobi Shinyoの頭文字RとSを便化したものであり、3個の丸は、芦品信用組合、甲山信用組合、上下信用組合が昭和48年4月に合併した3組合を表示したものであります。

私達は 『何でも気軽に相談できる組合』 を目指します。

経営理念

- 一、組合は、豊かな暮らしづくりに奉仕し、地元住民と共存共栄する。
- 一、役職員は、郷土発展のために働き、その使命に自信と誇りを持つ。
- 一、経営は、健全経営で組合員の付託にこたえ、職員に働き甲斐を与える。

リョーシンは、地域の皆様によって創設され、地域の皆様のために存在する協同組織の金融機関です。相互扶助を基調に、お取引先の事業振興や生活の向上等に努め、地域社会の発展を目指して事業展開しています。

経営方針

- 1. 法令等順守（コンプライアンスの徹底）を基本に、伸び伸びとかつ、真摯に日々の業務に取り組む。
- 2. 利用者（顧客の皆様）の利便性向上を第一に考え、地域内での社会的貢献を果たす。
- 3. 経営支援・創業支援・事業承継等金融仲介機能を発揮し、地域経済の発展を支援する。

当組合の業務の健全性と適切性を確保し、信用の維持及び預金者等の保護を確保するとともに金融の円滑を図るために、執行部門、リスク管理部門、内部監査部門が相互牽制機能を発揮しつつ、上記の方針を推進します。

経営ビジョン

- 1. 貸出金利息 15 億円の安定確保
- 2. 貸出金 1,000 億円達成へ向けてのステップと預貸率 65%を目指す
- 3. 人材戦略 職員のレベルアップと 150 名体制の確立

リョーシンのあゆみ

昭和27年 4月	芦品信用組合創立	平成21年 12月	福山平成大学と「産学連携に関する協定」調印
〃	甲山信用組合創立	平成22年 11月	小国支店移転
昭和28年 8月	上下信用組合創立	平成23年 3月	新市支店改築
昭和48年 4月	芦品信用組合、甲山信用組合、 上下信用組合が合併し、 両備信用組合に名称変更	平成25年 2月	「でんさいネット」スタート
昭和51年 2月	福山支店開設	8月	株式会社ビューカードとのATM サービス提携
昭和53年 9月	三和支店設立（昇格）	平成27年 12月	府中市と「地域見守り活動に関する協定」を締結
昭和56年 3月	金丸支店新築移転	令和元年 5月	信組情報サービス（SKC）システム スタート
昭和57年 10月	上下支店新築落成	令和 2年 7月	府中町支店を本店営業部へ統廃合
〃	福山東支店開設	11月	神石高原町と「地域見守り活動に 関する協定」を締結
昭和58年 12月	吉舎支店新築落成	令和 3年 1月	世羅町「地域見守り活動に関する協定」 を締結
昭和59年 7月	神辺支店開設	9月	インターネットバンキングサービス 開始
昭和60年 4月	店外「ATM府中天満屋出張所」開設	令和 4年 11月	日本政策金融公庫と業務連携・協力に 関する覚書締結
12月	久井支店新築移転	12月	（株）商工組合中央金庫と業務連携・ 協力に関する覚書締結
昭和61年 4月	小国支店改築移転	令和 5年 1月	三次市と「高齢者等見守り活動に関する 協定」を締結
7月	新市支店開設	令和 5年 4月	創業70周年記念事業取組
昭和62年 10月	駅家支店新築移転	令和 5年 9月	三原市と「三原市における地域見守り 活動に関する協定」を締結
昭和63年 4月	国債窓口販売業務代理店取扱開始	令和 6年 2月	（株）サンフレッチェ広島との パートナーシップ契約締結
6月	外貨両替の取扱開始		
平成 5年 10月	府中東支店開設		
平成 6年 3月	証券業務の取扱開始		
平成12年 3月	デビットカードサービス取扱開始		
4月	郵貯とのATMサービス提携		
平成13年 9月	損害保険代理店認可		
平成14年 4月	創業50周年記念式典		
平成15年 6月	個人向け国債取扱開始		
平成16年 5月	セブン銀行とのATM提携		
平成18年 10月	個人年金保険発売		

業績ハイライト

経営環境

創業70周年記念事業取組となった今年度は、ウイズコロナ、物価の上昇、マイナス金利政策の解除等の様々な環境の変化が起こる中、家計・企業は大きな影響を受ける年となりました。

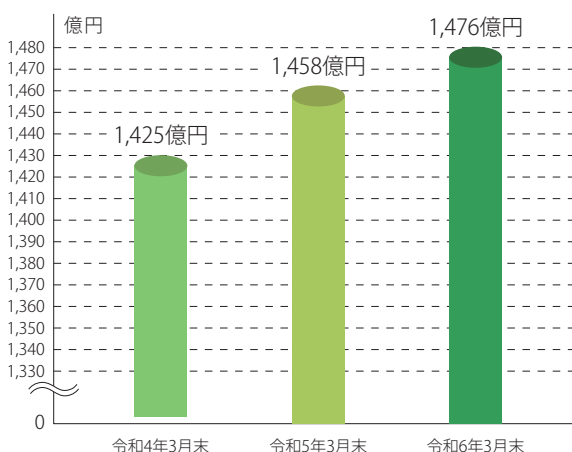
こうした経済環境において、当組合は地域密着金融の担い手として、「何でも気軽に相談できる組合」をスローガンに掲げ、お客さま目線に立ったサービスを深化させる施策を取組みました。

業績

預金・貸出金の残高

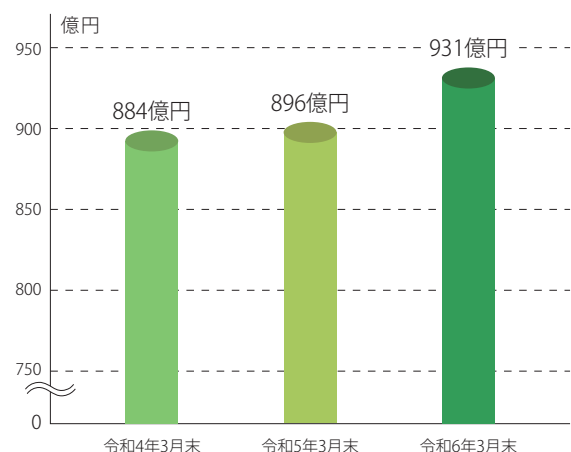
〔預金〕

預金は、70周年記念事業の一環である「リョーシンサンフレッチェ広島応援定期預金」の販売もあり、期末残高は1,878百万円増加、対前年比1.28%増加し、147,685百万円となりました。



〔貸出金〕

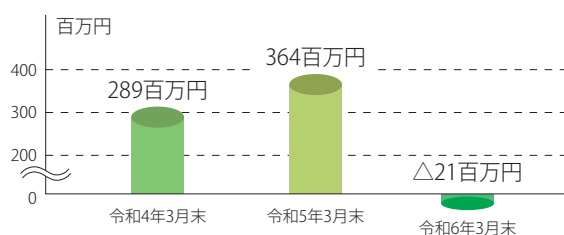
貸出金は、中小企業者及び個人向け融資の積極的な推進を行い、3,434百万円増加で対前年比3.82%増加、93,131百万円となりました。



収益

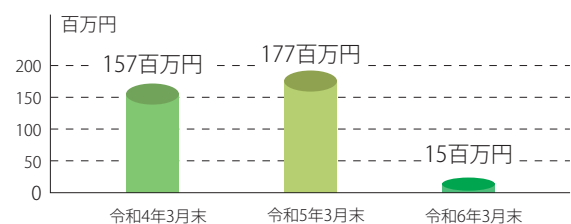
〔経常利益〕

経常収益は前年度より7百万円減少し、経常費用は貸倒引当金繰入額増加等により前期比379百万円増加したため、経常利益は△21百万円となりました。



〔当期純利益〕

経常収益は1,844百万円となり、一方、経常費用は、人件費・貸倒引当金繰入額の増額などもあり1,865百万円となり、税引前当期利益△23百万円、当期純利益は、税効果により、15百万円計上となりました。



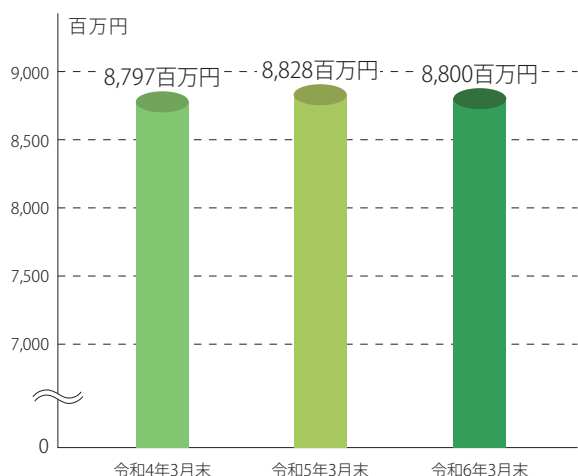
業績ハイライト

資産、資本、財務の健全性

〔純資産〕

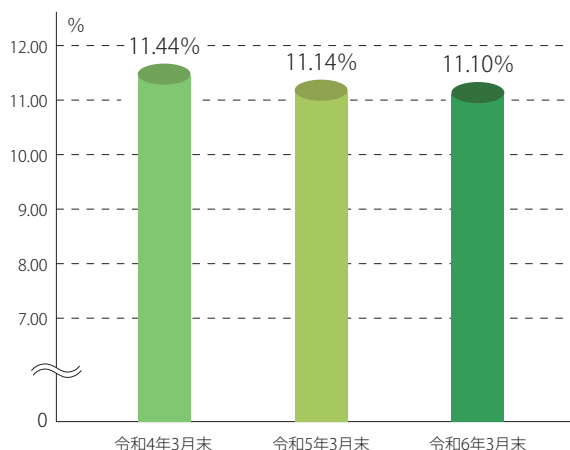
利益剰余金 7,469 百万円、組合員勘定 9,021 百万円を計上し、純資産は対前年比 28 百万円減少の 8,800 百万円となりました。

また、組合員は、32 名減少の 23,126 人、出資金額は、14 百万円増加の 1,551 百万円となりました。



〔自己資本比率〕

金融機関の健全性の指標である自己資本比率は、貸出金残高等の増加により 11.10% となり 0.04 ポイント低下したものの、国内最低所要自己資本比率の 4% 基準を大きく上回り、金融機関としての経営の健全性を確保しております。



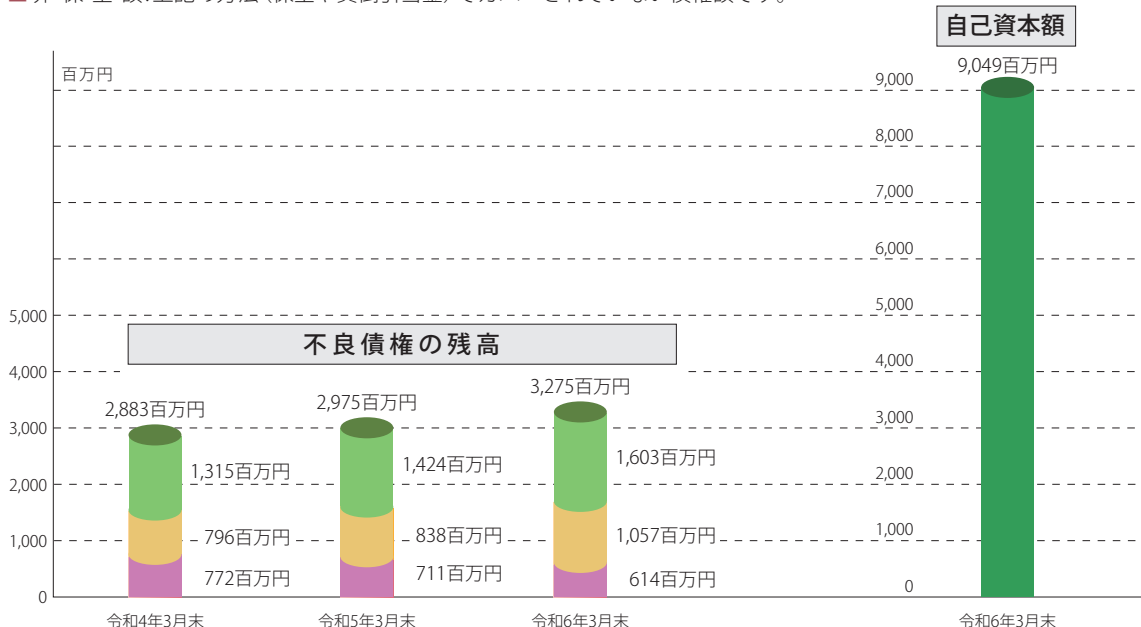
〔不良債権〕

貸出金や有価証券などの金融資産における損失を適正に見積もるために、半期毎に自己査定委員会において資産の健全性について 5 段階で分類して貸倒引当金等を算定し、監査法人等において適切性等の監査を受けております。金融再生法及び、協金法に基づき算定した不良債権は令和 6 年 3 月期では、不良債権合計は 3,275 百万円と 300 百万円増加いたしました。そのうち、担保・保証により回収が可能と認められる額は 1,603 百万円、貸倒引当金により損失に備えている額は 1,057 百万円です。なお、貸倒引当金や担保・保証等で補っていない不良債権額は 614 百万円となり、自己資本額 9,049 百万円と対比し十分に備える金額であり、財務の健全性は確保されていると考えています。

■ 保 全 額: 担保・保証等で「保全されている債権額」で、回収できると想定できる金額です。

■ 貸倒引当金: 不良債権に対する「個別貸倒引当金」及び予想損失率等に基づく「一般貸倒引当金」で、費用として備えている金額です。

■ 非 保 全 額: 上記の方法 (保全や貸倒引当金) でカバーされていない債権額です。



経営管理（ガバナンス）態勢

当組合は、経営の健全性及び地域密着型金融の深化に努め、お客さまから選んでいただけるコミュニティバンクとなるため、総代会、理事会、監事会、監査法人等による外部及び内部牽制体制のもとで、ガバナンスの態勢強化に取り組んでいます。

総 代 会

当信用組合は、一定の地域の中小企業や住民を組合員とした協同組織金融機関です。組合員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を有しています。

当組合は、総会に代えて総代会制度を採用し、毎年6月に総代会を開催し重要事項を決議しています。

理 事 会

理事会は、株式会社の取締役会に相当するもので、当組合の業務執行に関する重要な事項を決定しています。

監 事 会

監事会は、株式会社の監査役会に相当するもので、業務執行の適切性監査、理事会等重要な会議への出席、重要文書の閲覧、決算関係書類の確認等を行っています。

監 査 法 人

当組合では、決算書類等の適切な表示について監査法人による計算書類及びその附属明細書、システム等について監査・承認を得ています。

内部監査態勢

理事長直属の監査部において、組合の業務活動及びその管理全般の適切性、有効性を検証したうえで、問題点を指摘し、改善した事項の定着状況をフォロー監査で確認しています。

各種委員会等

主な委員会は次のとおりです。

①リスク管理検討部会

リスク管理検討部会は、業務の執行に伴う様々なリスク（信用リスク、市場リスク、オペレーショナルリスク等）の管理等に関する事項を検討し理事会及び常勤理事会に報告しています。

②自己査定委員会

自己査定委員会は、組合が保有する資産を個別に査定して、回収の危険性又は価値の毀損の危険性の度合いに従って区分し、適正な償却・引当を行うための作業を行っています。

③コンプライアンス・オフィサー会議

コンプライアンス・オフィサー（法令等遵守監視委員）会議は、総務部長（コンプライアンス統括責任者）と各支店に配置するコンプライアンス・オフィサーで組織され、法令等遵守の監視状況等を評価・改善し、当組合のコンプライアンス態勢を推進しています。

④ブロック会議

ブロック会議は、組合で定めた営業戦略等に関する事項について、ブロック（府中地区：本店営業部、金丸支店、府中東支店 東部地区：駅家支店、福山支店、福山東支店、神辺支店、新市支店 西部地区：甲山支店、上下支店、久井支店、小国支店、吉舎支店、三和支店）ごとに協議し、営業戦略等の効率化を図っております。

コンプライアンス態勢

当組合は、コンプライアンスを経営の根幹と位置づけ、信用組合の「社会的責任と公共的使命」を強く認識し、あらゆる法令や社会的な規範の遵守に対し、役職員一人ひとりが主体的に取り組む職場風土の醸成を図るとともに、抑止・防止のための牽制態勢、監査態勢の徹底に取り組んでいます。

[コンプライアンス・マニュアル]

コンプライアンスの実践に当たりマニュアルを作成し、全役職員へ配布し、コンプライアンスの徹底を図っております。

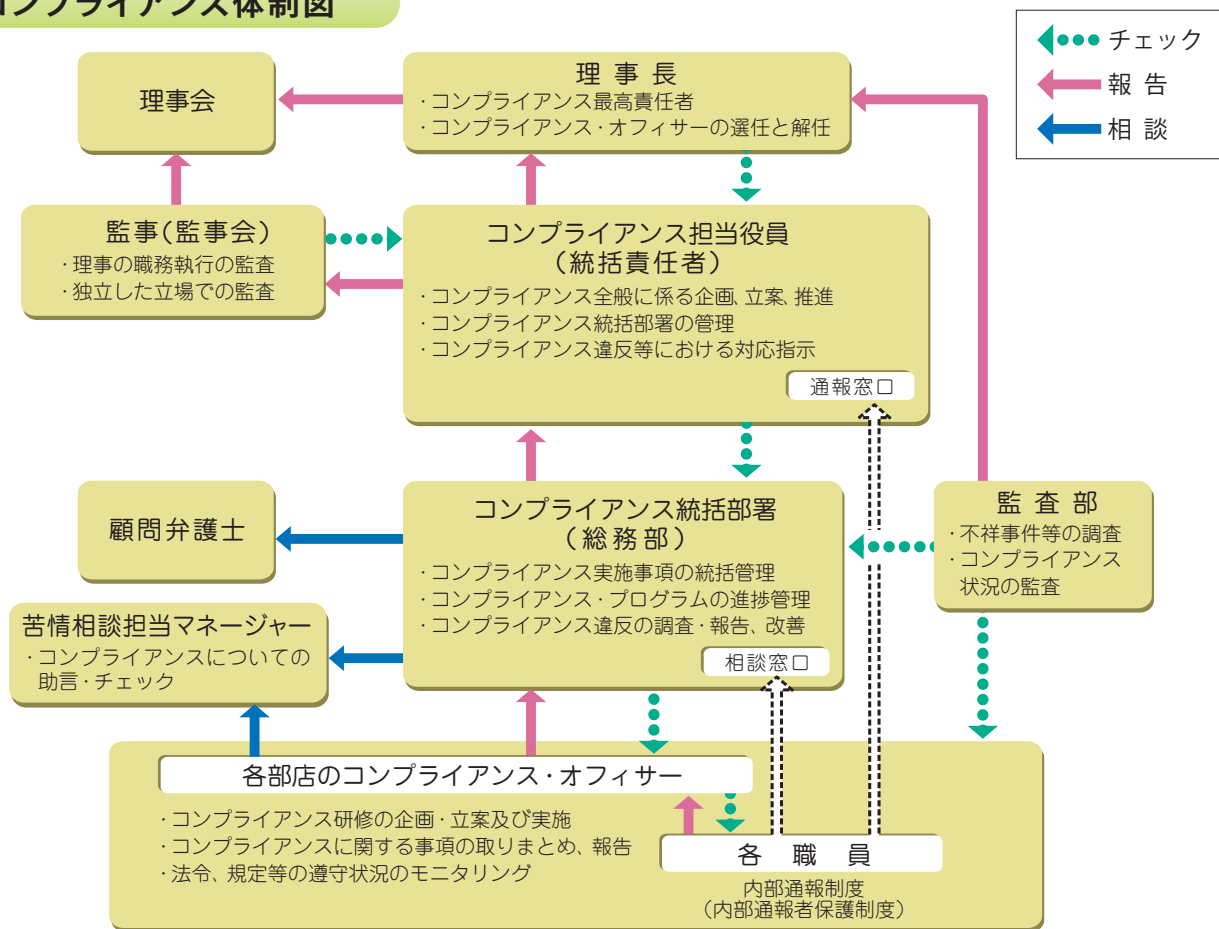
[コンプライアンス・プログラム]

コンプライアンスの具体的な年間実施計画を策定して、コンプライアンスの実行性ある取組みを行っております。

[コンプライアンス情報]

法令・規則等違反、苦情、事務ミス等の情報はコンプライアンス統括部署で一元管理し、各コンプライアンス・オフィサーを通じて全役職員へ周知・徹底させることで、コンプライアンス違反の未然防止に努めております。

コンプライアンス体制図



マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策について

当組合は、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策(以下マネロン等対策)を経営上の重要な課題と位置づけ、「犯罪収益移転防止法」及び「金融庁マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」等の関係法令等を遵守し、金融サービスを悪用するマネロン等対策のため、次の各項の取組みを行ってまいります。

1. 当組合は自らが提供する商品・サービス、取引形態等についてリスクを特定・評価し、リスク許容範囲に実効的に低減するための低減措置(リスクベースアプローチ)を講じてまいります。
2. 当組合は、お客さまの本人特定事項等の確認を適切に行い、定期的に最新化し、なりすましや預金口座等の不正利用を防止する取組みを行います。
3. 当組合は、関係法令に基づき、疑わしい取引に該当すると判断した場合は速やかに当局に届出を行います。

苦情処理措置及び紛争解決措置について

苦情処理措置

当組合では、各営業店の窓口とは別に、お客さまからのお問合せ・相談・苦情（個人情報・ご預金ご融資・金融商品販売・その他組合経営情報等）専用窓口を下記の通り設けておりますので、お気軽にお申し付けください。

両備信用組合 「総務部」または「お取引先店舗」

TEL (0847) 45-2228 FAX (0847) 45-2784

受付時間：平日 9:00～17:00

※当組合取扱いの保険についての苦情等のお申し出は、当組合総務部または下記生命保険相談所、そんぽADRセンターへお申し出ください。

名 称	生命保険相談所 (一般社団法人生命保険協会)	そんぽ ADR センター (一般社団法人日本損害保険協会)
住 所	〒100-0005 東京都千代田区丸の内 3-4-1	〒101-8335 東京都千代田区神田淡路町 2-9
電 話	03-3286-2648	0570-022808
受 付 日 時	月～金（除 祝日、年末年始） 9:00～17:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:15～17:00

紛争解決措置

弁護士会にて紛争解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記の当組合のお問合せサポート窓口または、下記の一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。

一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所

電 話：03-3567-2456

受 付 日：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および協会の休業日は除く）

受付時間：9:00～17:00

住 所：〒104-0031 東京都中央区京橋 1-9-5（全国信用組合会館）

弁 護 士 会

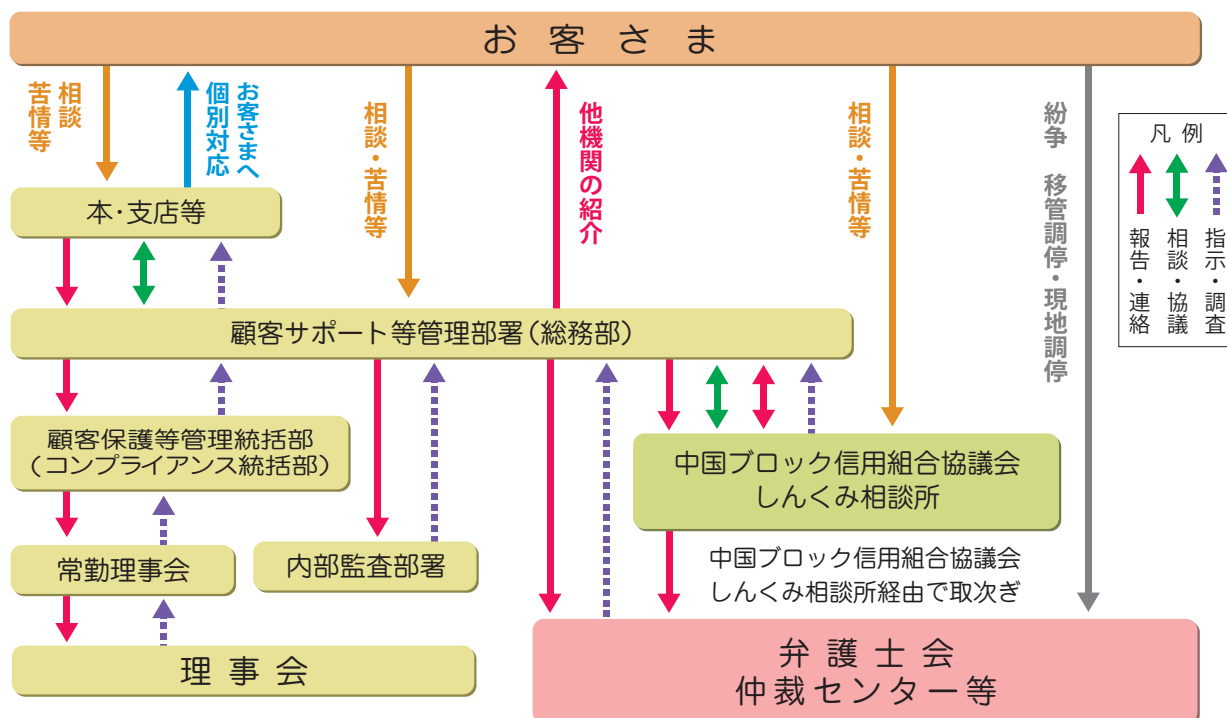
東京弁護士会 紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会 仲裁センター（電話：03-3581-2249）

広島弁護士会 仲裁センター（電話：082-228-0230）

当組合の苦情受付・対応態勢



当組合の「勧誘方針」

「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」及び「金融商品取引法」に基づき、金融サービスの利用者（お客さま）の保護と、公正かつ円滑な金融取引が行える環境を整備するために、以下の勧誘方針を定め、勧誘の適正確保に取り組んでいます。

金融商品に係る勧誘方針

当組合は、「金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることといたします。

1. 当組合は、お客様の知識、経験、財産の状況及び当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客様ご自身の判断によってお決めいただきます。その際、当組合は、お客様に適切な判断をしていただくために、当該金融商品の重要事項について説明を行い、十分理解していただくよう努めます。
3. 当組合は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客様に対し不確実なことを断定的に申しあげたり、事実でない情報を提供するなど、お客さまの誤解を招くような勧誘は行いません。
4. 当組合は、良識を持った節度ある行動により、お客様の信頼の確保に努め、お客様にとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 当組合は、役職員に対する社内研修を充実し、金融商品に関する知識の充実をはかるとともに、適切な勧誘が行われるよう、内部管理体制の強化に努めます。
6. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

保険募集指針

当組合は、以下の「保険募集指針」に基づき、適正な保険募集に努めてまいります。

- 当組合は、保険業法をはじめとする関係法令等を遵守いたします。
万一、法令等に反する行為によりお客さまに損害を与えてしまった場合には、募集代理店として販売責任を負います。
- 当組合は、お客さまに引受保険会社名をお知らせするとともに、保険契約を引受け、保険金等をお支払いするのは保険会社であること、その他引受保険会社が破たんした場合等の保険契約に係るリスクについてお客さまに適切な説明を行います。
- 当組合は、取扱い保険商品の中からお客さまが適切に商品をお選びいただけるように情報を提供いたします。
- 当組合が取扱う一部の商品につきましては、法令等により以下のとおりご加入いただけるお客さまの範囲や保険金等に制限が課せられています。
 - (1) 保険契約者・被保険者になる方が下記のいずれかに該当する場合は、当組合の組合員の方を除き、一部の保険商品をお取扱いできません。

① 当組合から事業性資金の融資を受けている法人・その代表者・個人事業主等の方（以下、総称して「融資先法人等」といいます）

② 従業員数が20名以下の「融資先法人等」の従業員・役員の方

- (2) 「上記(1)に該当する当組合の組合員の方」「従業員数が21名以上の融資先法人等の従業員・役員の方」を保険契約者とする一部の保険商品の契約につきましては、保険契約者一人あたりの通算保険金額その他の給付金合計額（以下「保険金額等」といいます）を、次の金額以下に限定させていただきます。
 - ① 生存または死亡に関する保険金額等: 1,000 万円
 - ② 疾病診断、要介護、入院、手術等に関する保険金額等
 - (a) 診断等給付金（一時金形式）: 1 保険事故につき 100 万円
 - (b) 診断等給付金（年金形式）: 月額換算 5 万円
 - (c) 疾病入院給付金: 5 千円【特定の疾病に限られる保険は 1 万円】＊合計 1 万円
 - (d) 疾病手術等給付金: 1 保険事故につき 20 万円【特定の疾病に限られる保険は 40 万円】＊合計 40 万円
- 当組合は、ご契約いただいた保険契約の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客さまからの苦情・ご相談等の契約締結後の業務にも適切に対応いたします。
なお、ご相談・照会・お手続き等の内容によりましては、引受保険会社所定のご連絡窓口へご案内、または保険会社と連携してご対応させていただくこともございます。
- 当組合は、保険募集時の面談内容等を記録し、保険期間が終了するまで適切に管理いたします。また、お客さまから寄せられた苦情・ご相談等の内容は記録し、適切に管理いたします。

当組合の「勧誘方針」

共済募集指針

当組合は、共済募集にあたり中小企業等協同組合法、中小企業等協同組合法施行規則、その他法令を遵守するとともに、次の事項に基づき適切な共済募集を行います。

なお、当組合が行う共済募集は、お客様と当組合とのお取引に影響を与えることはありません。

1. 募集する共済商品および共済引受組合

- 共済商品は保険商品ではありません。
 - 共済商品は預金等ではなく、当組合が元本（払込共済掛金の合計額）を保証する商品ではありません。預金保険機構の保護対象外となります。
 - 当組合が募集を行う広島県中小企業共済協同組合の共済商品につきましては、当組合 HP または支店窓口のパンフレットでご確認いただけます。
 - 共済商品は、お客様と引受組合である広島県中小企業共済協同組合（以下「共済引受組合」といいます）間における取引となります。
 - 当組合は、取扱いを行う共済商品について、お客様が適切に商品をお選びいただけるよう情報を提供いたします。
 - 共済商品のお引受や共済金等のお支払いは共済引受組合が行います。
- なお、共済引受組合が経営破たんした場合は、共済金や返戻金等のお支払いが一定期間凍結したり、金額が減額する場合があります。

2. 共済募集に係る制限について

- ① お客様の当組合への事業性資金の融資申込期間中は、お客様および密接関係者の方（お客様が法人の場合はその代表者、お客様が法人の代表者で法人の事業性資金の融資申込をしている場合はその法人）には、当組合の組合員である場合を除き、共済商品のお取扱いをすることができません。
- ② ご契約者または被共済者になる方が、次のいずれかに該当する場合、当組合の組合員である場合を除き、共済商品のお取扱いをすることができません。

- 当組合から事業性資金のご融資（手形割引を含みます。）を受けている法人、その代表者、個人事業主の方（以下、総称して【融資先法人等】といいます）
- 常時使用する従業員数が20名以下の【融資先法人等】の従業員の方、役員の方（代表者を除きます）

【上記②の□枠に該当する場合で、当組合の組合員の方】および【常時使用する従業員数が21名以上の融資先法人等の役員、従業員の方（代表者を除きます）】を共済契約者とする一部の共済商品については、共済契約者一人あたりの通算共済金額・給付金額を次の金額以下に限定させていただきます。

- ア. 生存または死亡にかかる共済金額・・・1,000万円
- イ. 診断等給付金（一時金形式）・・・・・・1 共済事故につき100万円
- ウ. 診断等給付金（年金形式）・・・・・・月換算金額5万円
- エ. 入院給付金・・・・・・日額5,000円（ただし特定の疾病に限られる共済は1万円）
- オ. 手術給付金・・・・・・1 手術につき20万円（ただし特定の疾病に限られる共済は40万円）

3. 募集代理所としての販売責任について

当組合では、お客様への共済募集に際し各種法令等の遵守に努めておりますが、万一、中小企業等協同組合法、金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律等に基づく説明義務違反等によりお客様に損害が生じた場合には、共済代理所としての販売責任を負います。

なお、共済引受組合の経営破たん等の事由によりお客様に損害が生じた場合、当組合はこの損害をてん補いたしませんのでご了承ください。

4. お客様からのお問い合わせ窓口（苦情・相談）

当組合では、ご契約いただいた共済商品の内容や各種手続き方法に関するご照会、お客様からの苦情・ご相談等、契約締結後の業務にも適切に対応いたします。なお、当組合では、共済募集時の説明や苦情・相談に係る記録（お客様からご提出いただいた書類を含みます）を共済期間満了時まで保管させていただいております。

また、ご相談の内容によっては、共済引受組合が対応させていただく場合がありますのでご了承くださいようお願い申し上げます。

- 共済募集および契約内容に関するお問い合わせは …

両備信用組合 業務部 業務課
TEL (0847) 45-2228

- 苦情・ご相談に関するお問い合わせは …

両備信用組合 総務部 総務課
TEL (0847) 45-2228

※いずれも 平日 9:00～17:00

リスク管理態勢

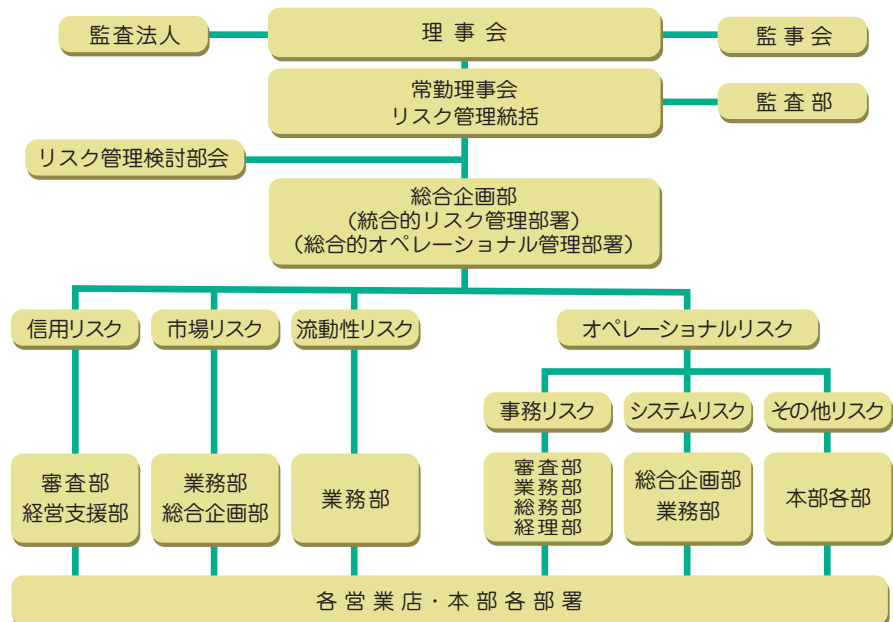
リスク保有は、金融機関の根源的な機能であり、収益の源泉であります。

このリスクを適切に管理・コントロールするリスク管理の重要性はますます高まっております。

当組合では、業務に内包する様々なリスクを総体的に捉え、経営体力と比較・対照するとともに、評価・改善するプロセスを確立することにより経営の健全性強化に取り組んでいます。

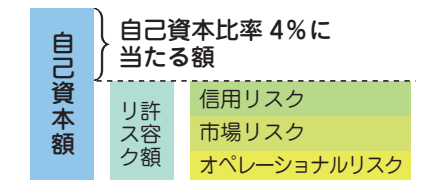
リスク管理態勢

当組合では、各リスクの管理部署を明確化し、リスクカテゴリー毎の適切な管理を進めるとともに、これらの各リスクを統合的に管理する態勢を整備しております。



統合的リスク管理

当組合は、経営体力に見合ったリスクテイクを図るため、信用リスク・市場リスク・オペレーショナルリスクの各リスク量の合計額を自己資本額内に収める統合的リスク管理を行っております。



信用リスク

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化等により、当組合が損失を受けるリスクをいいます。

当組合では、信用リスクを管理すべき最重要リスクのひとつと位置づけ、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、全役職員に理解と遵守を促すとともに、信用リスクを確実に認識・管理する態勢を構築しております。また、信用リスクの評価につきましては、法人信用格付システムを活用した厳格な審査を行い、特定先あるいは特定業種への与信集中を回避しております。

個別案件の審査・与信管理にあたりましては、審査管理部門と営業推進部門を分離し、相互に牽制が働く態勢とし、さらに、経営陣による信用リスク管理・運営における重要事項を審議しております。以上の相互牽制機能、経営陣による審議に加え、監査部門が与信運営にかかる妥当性の検証を実施することにより、適切な与信運営を実施する管理態勢を構築しております。

信用コストである貸倒引当金は、「資産の自己査定基準」及び「償却・引当計上基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定しております。具体的には、一般貸倒引当金にあたる正常先、要注意先、要管理先は、債務者区分ごとの債権額に対し、それぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。

また、個別貸倒引当金に関しては、破綻懸念先、実質破綻先、破綻先は、債権額から優良担保等を除いた未保全額に対して債務者ごとに予想損失額を算定して計上しております。なお、それぞれの結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関

＊法人向けエクスポージャー

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下のとおりです。

- ・株式会社投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)

＊金融機関向けエクスポージャーのカントリー・リスク・スコア

・経済協力開発機構

なお、投資信託においては、上記の適格格付機関に加え、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) も使用しております。

リスク管理態勢

2.信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では融資の取上げに際し、資金使途・返済資源・財務内容・事業環境・経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判断をしており、担保や保証による保全措置はあくまでも補完的な位置付けとして認識し、担保または保証に過度に依存しないような融資を行っておりますが、取引先の倒産や財務状況の悪化等により受ける損失（信用リスク）を軽減するために、担保または保証が必要と判断した場合は、お客さまへの十分な説明とご理解をいただいた上でご契約をいただく等、適切な取扱いに努めております。パーゼルⅢにおける信用リスク削減法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、当組合が定める「担保評価基準」や「事務手続き」等により、適切な担保評価・管理並びに適切な事務の取扱いを行っております。

また、お客さまが期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める事務手続により適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業者やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

信用リスク削減手法とは、組合が抱えている信用リスクを軽減するための措置で、具体的には、預金担保、有価証券担保、不動産担保、保証、クレジット・デリバティブなどが該当します。

当組合が扱う担保には、自組合預金積金、有価証券、動産、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な事務取扱及び適正な評価を行っております。

自己資本比率で定められている信用リスク削減手法には、適格担保として自組合預金積金、上場株式、有価証券等、保証として信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証、その他未担保預金等、貸出金と自組合預金の相殺として債務者の担保手続きがなされていない定期預金、日本銀行貸出支援基金の活用に係る「全信組連への預け金」と「全信組連からの借入金」等が該当します。

市場リスク

市場リスクとは、金利、為替相場、有価証券の価格等の市場のリスク・ファクターの変動により、保有する資産価値の減少及び収益が変動し損失を被るリスクであり、金利リスク、為替リスク、価格変動リスク等の市場関連リスクからなっております。

また、「市場リスク管理規程」を設け、各市場関連リスクのリスクリミット・ポジション枠の設定を行い、定期的なモニタリングを通じてリスク管理を行っております。

1.金利リスク

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが、当組合ではこれらについて定期的に評価・計測を行い、適宜、対応を講じる態勢をとっています。

具体的には、一定の金利ショックを想定した場合の金利リスクを算定し、リスク管理検討部会で協議検討をするとともに、経営陣へ報告を行うことなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めております。

(2) 内部管理上使用した金利リスクの算出手法の概要

金利リスク算定の前提は、以下の定義に基づいて算定しております。

内 容	定義
計 測 手 法	内部計算方式（再評価方式）
コ ア 預 金	対 象：流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等） 算定方法：①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大流出量を現残高から差引いた残高 ③現残高の50%相当額、以上3つのうち最小の額を上限 満 期：2.5年
金利感応資産・負債	預金、貸出金、預け金、有価証券、その他の金利・期間を有する資産・負債
金 利 シ ョ ッ ク 幅	円金利ショック幅1%（USDは2%等）
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

2.派生商品取引・長期決済期間の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手方が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されております。

当組合では、保有する投資信託が運用手法の一つとして行っているものであり、直接、為替先物予約取引や債券先物取引等は行っておりません。よって、市場リスクへの対応は、余裕資金運用方針の中で定めている投資枠内での取引に限定するとともに、投資する投資信託のリスクを最大予想損失額（VaR）で計測したうえで、リスク量をリスク資本の範囲内にコントロールする態勢を講じております。

なお、リスク資本の割当については、組合で定める「統合的リスク管理マニュアル」等により、適切な管理を目指しております。また、長期決済期間取引はありません。

リスク管理態勢

3.証券化エクスポージャーに関する事項

(1) リスク管理の方針及び手続きの概要

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化することを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、当組合においては、有価証券投資の一環として購入したものです。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況及び、時価評価などにより把握し、適切なリスク管理に努めております。

(2) 証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセット額の算出に使用する方式の名称

当組合では、標準的手法を採用しております。

(3) 証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

(4) 証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の通りです。

- ・株式会社投資情報センター (R & I)
- ・株式会社日本格付研究所 (J C R)
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ (S & P)

なお、投資信託においては、上記の適格格付機関に加え、フィッチレーティングスリミテッド (Fitch) も使用しています。

4.出資その他これに類するエクスポージャー・株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続きの概要

銀行勘定における出資等又は株式エクスポージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託、その他ベンチャーファンドへの出資金が該当します。

そのうち、上場株式、上場優先出資証券、株式関連投資信託にかかるリスクの認識については、時価評価及び最大予想損失額 (VaR) によるリスク計測によって把握するとともに、当組合の抱える市場リスクの状況や、設定された運用限度額、リスク限度枠の遵守状況を、常勤理事会 (リスク管理統括部署) に報告するとともに、ストレステストなど複合的なリスクの分析を実施し、定期的にリスク管理検討部会で検討のうえ常勤理事会へ報告しています。

一方、非上場株式、その他ベンチャーファンドへの出資金に関しては、当組合が定める「リスク管理規程」及び、「余裕資金運用方針」等に基づいた適正な運用・管理を行っております。

また、リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

流動性リスク

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流失等により、資金繰りに支障をきたす場合や、資金の確保に通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることによる損失を被るリスク (資金繰りリスク)、及び市場の混乱等により市場において取引ができなかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク (市場流動性リスク) です。

当組合は、お客さまの日々の資金繰りや予期せぬ資金需要に対応するため、流動性の確保に配慮した資金運用に努めています。

具体的には、払戻資金等のポジションを定め、逼迫度に応じたアラームポイントを設定するとともに、モニタリングを通じてリスクを管理しております。

オペレーショナルリスク

1. リスク管理の方針及び手続きの概要

当組合では、オペレーショナルリスクを「内部プロセス・人・システムが不適切であることもしくは機能しないこと、または外生的事象が生起することから当組合に生じる損失にかかるリスク」と定義しております。

当組合は、オペレーショナルリスクについて、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、規制・制度変更リスク、風評リスクの各リスクを含む幅広いリスクと考え、管理態勢や管理方法に関する基本方針をそれぞれのリスクについて定め、リスクを認識・評価しております。

リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用することとし、態勢を整備しております。

また、これらリスクに関しましては、リスク管理検討部会におきまして、協議・検討するとともに、必要に応じて経営陣による理事会等に報告する態勢を整備しております。

2. オペレーショナルリスク相当額の算出に使用する手法の名称

当組合は基礎的手法を採用しております。

地域密着型金融

当組合は経営理念に基づいた地域密着型金融を推進・深化させるため、お取引先への円滑な資金供給、相談業務にかかる助言・支援及び、情報提供の充実を図ることで、中小企業経営者の事業振興や家庭生活の質の向上に貢献することで、地域の活性化を目指しています。

1. 当座貸越「絆」(当組合独自の融資制度)

急な事業資金不足に対応いただけます。

- ・口座開設手数料 無料
- ・期限更新手数料 無料
- ・カード発行手数料 無料

2. 経営基盤安定化資金(当組合独自の融資制度)

信用保証協会の保証が得られない場合においても、長期的なお取引のなかで当組合独自の審査で、無担保でご融資いたします。

3. 産業支援融資(県)

信用保証協会と連携して、創業、新事業、成長分野の事業を行おうとする中小企業の支援を行います。

(リョーシャ安心サポート制度とは、当組合と提携された事業所様の福利厚生的一端を担い、金融面から従業員様の応援を行うことにより、事業所さまの発展・安定に寄与することを目的とした制度です。)

「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応する態勢を整備しています。経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなどを具体的に説明し、経営改善支援を行っています。

【「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針】

「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨をふまえ、本ガイドラインを遵守・尊重してまいります。事業性融資における経営者保証については一律的・機械的に取得することなく、お客さまの状況に応じて、保証契約の必要性を十分に検討するとともに経営者保証を頂く場合には、その理由や範囲等について真摯にかつ丁寧に説明し、お客様にご理解・ご納得をいただきますよう努めてまいります。

1. お客さまと保証契約を締結する際、主に以下の点について確認を行い、その上で保証金額や、金利の一定の上乗せを含め総合的な検討を行います。
 - ① 法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている。
 - ② 法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない。
 - ③ 法人のみの資産・収益力で借入返済が可能と判断し得る。
 - ④ 法人から適時適切に財務情報等が提供されている。
 - ⑤ 経営者等から十分な物的担保の提供がある。

審査の結果、保証をご提供いただく場合、「どの部分が十分でないために保証契約が必要となるのか」「どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるか」等につきましてご説明させていただきます。また、将来的な保証契約の見直しに向けた経営改善のお手伝いをさせていただきます。

2. 万一、保証履行を請求せざるを得ない状況の場合にも、一律に保証金額の全額に対して請求を行うものではなく、保証履行時のお客さまの資産状況を勘案したうえで履行の範囲を決定します。
3. お客さまから保証契約の変更・解除のお申出があった場合は、主に上記1. ①～⑤について検討し、改めて保証の必要性や適切な保証金額について真摯かつ柔軟に対応します。

■経営者保証相談窓口

両備信用組合 経営者保証に関する苦情相談窓口
 電話番号フリーダイヤル 0120-300167
 受付日：月曜日～金曜日（祝日および組合の休業日は除く）
 受付時間：9時～17時

以上

【「経営者保証に関するガイドライン」の活用に係る取組み事例(令和5年度)】

1. 主債務者及び保証人の状況、事案の背景等

- ・A社は、平成14年創業の福祉サービス業で、積極的な事業活動により売上、利益を計上。当組合企業法人格付、連続して「AA」と財務内容良好である。
- 今回A社への融資提案により設備資金の申込みがあり、「経営者保証に関するガイドライン」に基づく経営者保証に依存しない融資の検討を行った。

2. 取り組み内容

- ・A社からの申込みを受けて検討した結果、
 - (1) 内部留保も厚く堅固な財務内容を維持しており、法人単体での返済が十分可能であること。
 - (2) 適時・適切な情報開示が行われ、従来から良好なリレーションが構築されていること。
- 以上のことを勘案し、経営者保証を求めないで融資を行うこととした。

【「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況】

	令和4年度	令和5年度
新規に無保証で融資した件数	109件	127件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	5.92%	7.34%
保証契約を解除した件数	0件	1件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数	0件	0件

地域密着型金融

外部専門機関・外部専門家等の連携・活用

外部専門機関や外部専門家等の専門的な知見・ノウハウ等をより積極的に活用し、経営改善計画策定や中小企業事業者・小規模事業者の方が抱えておられる経営課題に共に取組んでいます。

各種補助金・助成金の申請支援

中小企業事業者・小規模事業者の皆様に、国や地方自治体の補助金や助成金の相談・申請に認定経営革新等支援機関として関わっています。

令和5年度取組状況

経営改善支援として各種専門家派遣（中小企業119等）を14回行っております。また、事業再構築補助金申請サポートを行い3件採択されております。

新商品発売「リョーシンサンフレッチェ広島応援定期預金 飛翔」

個人のお客さまを対象に、令和6年6月3日～令和7年1月31日期间限定で総額30億円を限度に優遇金利の定期預金を発売しました。



リョーシンサンフレッチェ広島応援定期預金「飛翔」	
1. 商品名	リョーシンサンフレッチェ広島応援定期預金「飛翔」
2. 商品概要	リョーシンサンフレッチェ広島応援定期預金「飛翔」は、令和6年6月3日から令和7年1月31日まで、総額30億円を限度に優遇金利の定期預金を発売します。
3. 商品の特長	・優遇金利の適用期間が長いため、長期で預けたい方におすすめです。 ・金利は、変動金利に引き上げられます。 ・金利は、変動金利に引き上げられます。
4. 金利	・優遇金利：年0.14%（金利優遇期間：令和6年6月3日～令和6年12月31日） ・優遇金利：年0.16%（金利優遇期間：令和7年1月1日～令和7年1月31日） ・優遇金利：年0.17%（金利優遇期間：令和7年2月1日～令和7年1月31日） ・優遇金利：年0.20%（金利優遇期間：令和7年2月1日～令和7年1月31日）
5. 金利の適用期間	・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
6. 金利の適用条件	・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
7. 金利の適用対象	・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
8. 金利の適用方法	・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
9. 金利の適用期間	・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
10. 金利の適用条件	・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
11. 金利の適用対象	・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
12. 金利の適用方法	・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
13. 金利の適用期間	・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
14. 金利の適用条件	・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
15. 金利の適用対象	・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
16. 金利の適用方法	・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
17. 金利の適用期間	・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用期間は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
18. 金利の適用条件	・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用条件は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
19. 金利の適用対象	・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用対象は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。
20. 金利の適用方法	・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。 ・優遇金利の適用方法は、令和6年6月3日から令和7年1月31日までです。

SDGsに関する取組み（現在、取り組んでいる事項）

【17のゴール】



質の高い教育をみんなに

- お客さま向け各種セミナー等の開催
- 子育て支援「教育ローン」の取扱い
- 地域の学生等に対する支援・教育（キャリアスタートウイーク・インターンシップ受入れ）
- 職員の「資格取得奨励制度」
- 寄付型自動販売機設置利用による子供未来応援基金への支援
- ピーターパンカードのポイントによる育児施設への寄付



エネルギーをみんなにそしてクリーンに

- 本支店のLED照明の導入による省電力・省エネの推進（9拠点）
- 支店のガラス窓に、薄く軽く曲げられる有機薄膜太陽電池（1拠点）
- 支店の屋上にソーラーパネルを設置（1拠点）
- 太陽光発電事業ローン
- （OPV）を組込んだシート状のタペストリーを設置（1拠点）



働きがいも経済成長も

- 「リョーシン経営塾」を開催し、お客さまとのコミュニティを重視した経営の実施
- 中小企業の健全な育成発展に繋がる金融支援
- 「しんくみビジネス・マッチング」の開催へ協賛
- 「年金・労務なんでも相談会」の開催



産業と技術革新の基盤をつくろう

- 創業支援融資の取扱い



人や国の不平等をなくそう

- 全店に「筆談ボード」「つえ掛」を設置
- 音声案内とハンドセットが付いたユニバーサルデザイン採用のATMを全店に配置



住み続けられるまちづくりを

- 子育て支援積金の取扱い
- 地域見守り活動（地方公共団体等と地域見守りに関する協定締結5拠点）
- 地域行事への積極的な参加
- 住環境、生活環境改善に繋がる金融支援
- 特殊詐欺の撲滅に向けた取組みの強化
- 後見制度支援預金の取扱い
- 社会福祉協議会へ使用済み切手の寄贈



気候変動に具体的な対策を

- クールビズ、ウォームビズの実施

●創業70周年記念事業

両備信用組合は創立70周年を迎え、「70周年記念リョーシン サンフレッチェ広島応援定期預金」を令和5年4月1日～令和6年1月31日の間、取り扱いいたしました。また、令和6年3月21日、府中市小野市長に、当組合の創立70周年記念及び府中市市政70周年を記念して、地元への感謝を込めて70万円を寄付金として贈呈しました。この寄付金は子育て・教育支援、地域活性化支援に利用されます。府中市のほかサンフレッチェ広島と能登半島地震の被災者へ寄付をしております。



●しんくみビジネスマッチングに参加

令和5年11月8日、岡山県信用組合協会主催のしんくみビジネスマッチングが笠岡総合体育館で開催され、本店営業部と新市支店のお客さま、計3社が出展されました。当日は200社近い企業が参加され、盛況の中で交流と商談を進められました。



●特殊詐欺抑止キャンペーン、交通安全教室の開催

令和5年12月15日に、府中警察署主催による特殊詐欺抑止及び交通事故抑止に関するキャンペーンが行われました。今回は、府中市の女子サッカーチーム「スフィーダ備後府中FC」の協力により行われ、スフィーダFCのメンバーである当組合の職員や他のメンバーと共に、特殊詐欺防止のチラシ配布やたんぽぽ園保育所で行われた交通安全教室などに参加しました。



●府中学びフェスタに出展

令和5年10月28日に、ジーベックホールで開催された府中学びフェスタに出展しました。当組合のブースでは「1億円と写真を撮ろう・お金を数えてみよう」と題し、お客さまは模造紙幣と記念撮影をされたり、練習券で札勘を体験してもらいました。



●しまなみ信用金庫・商工組合中央金庫と「合同ビジネス商談会」を開催

令和6年3月14日に、国内外へ販路を持つバイヤーを迎え「備後地区の魅力ある地域産品を日本全国・海外へ」をテーマに開催し、各金融機関のお客さまが参加されました。

地域貢献活動

振り込め詐欺を防止するために

当組合では、地域の皆さまの財産を守るため、地域の皆さまが振り込め詐欺の被害に遭われることが無いよう、振込をされるお客さまや出金をされるお客さまへ、注意の声掛けをさせていただいております。

振り込め詐欺は、なりすまし詐欺、還付金詐欺、架空請求詐欺、融資保証金詐欺、投資名目の詐欺等、手口がいちだんと巧妙となっております。お客さまの大切な財産が被害に遭うかもしれません。

当組合は、地域で声を掛け合って、振り込め詐欺の被害を防止していきたいと考えております。少しでも「おかしいな」と思われることがあれば、振込をする前に当組合の職員へご相談ください。

振り込めと言われたら、まず「詐欺」を疑ってください。

キャッシュカード犯罪防止の取組み

キャッシュカードの盗難・偽造による被害を防ぐ、または被害を少なくするための対応を行っておりますのでご利用ください。

ATMでのカード暗証番号の変更

ATMで随時、何回でも変更できます。
生年月日等、類推されやすい番号を設定されている方は変更をお願いいたします。

■ ATMの操作

カードをご持参のうえ、ATMの画面より「暗証番号変更」を押し、案内表示に沿って操作してください。
※類推されやすい番号への変更は避けてください。
類推されやすい番号とは、生年月日(和暦・西暦)、電話番号の下4桁、4桁同数、昇順・降順番号などをいいます。

ATMの1日あたり利用額の変更

ATMの1日あたりの利用額の変更は、お取引店の窓口でお申込みください。

利用できるATMの設定

ご利用いただけるATMを当組合ATMに制限することで、カード盗難・偽造時の被害発生を抑えることができます。

■ 設定の方法

カードとお届け印をご持参のうえ、カード発行店の窓口でお申し付けください。

ATMご利用明細票の口座番号等の表示

ご利用明細票の口座番号、またはカード振込時のご利用明細票の電話番号等を「※」に変えて表示しており、ご利用明細票よりの偽造カードの作成防止及び個人情報の保護を図っております。

ATM周りのセキュリティ対策

ATMの画面を覗き見されないよう、全てのATMに覗き見防止フィルターを設置しております。
また、後方確認ミラーを取り付け、安全を確認していただけるようにしております。

緊急のご連絡受付

カード・通帳・印鑑を紛失された場合、または盗難・偽造に遭われた時は下記にご連絡ください。

月曜日～金曜日(営業日のみ)	8:30～18:00 上記以外の時間	お取引店へご連絡ください 受付専用窓口※ 0120-453-138
休日(土曜日・日曜日・祝日)	終 日	受付専用窓口※ 0120-453-138

※受付専用窓口のフリーダイヤルは、ご連絡いただいた時間により、「信組ATMセンター」が受付させていただきます。
ご連絡のと、再発行等のお手続きにお取引店までお越しください。

お客さま満足度アンケート

令和5年度 お客さま満足度アンケート集計結果

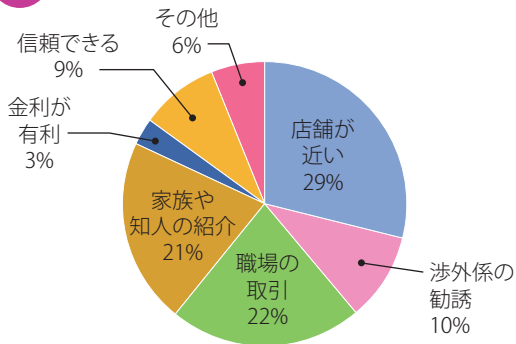
調査期間：令和6年1月26日（金）～令和6年3月29日（金）

アンケート対象者：無作為に抽出したお客さま 500名

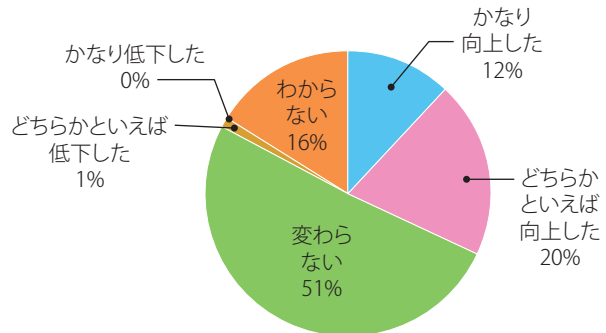
アンケート方法：郵送方式で配布・回収

回答数：165名（回答率33.0%） ※前回165名、33.0%

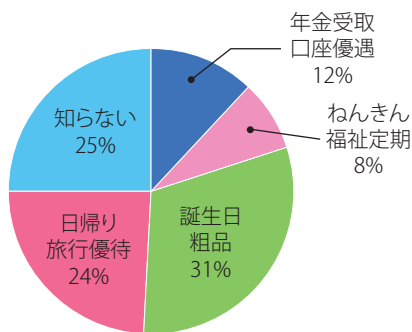
Q.1 リョーシンのお取引のきっかけは何ですか？



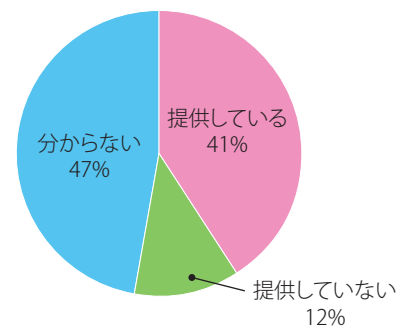
Q.2 一年前と比較して、窓口職員、渉外担当者の対応は向上しましたか？



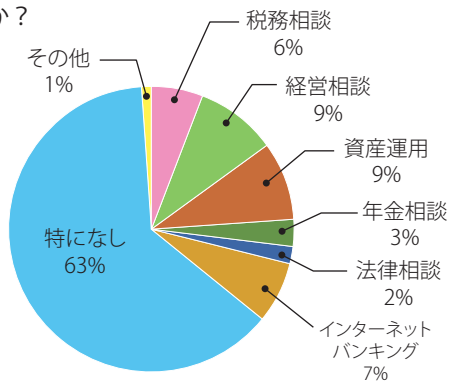
Q.3 リョーシンで年金をお受取になられる方へのサービスをご存知ですか？



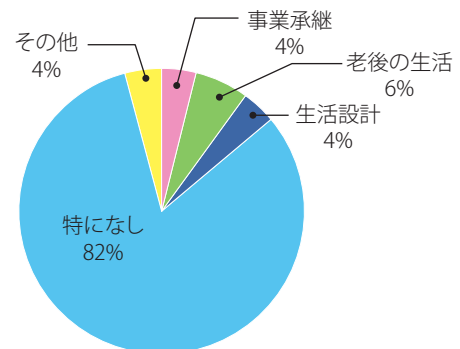
Q.4 リョーシンは有益な情報を提供していますか？



Q.5 リョーシンに対してどのようなサービスをお望みですか？



Q.6 相談したい悩み事がありますか？



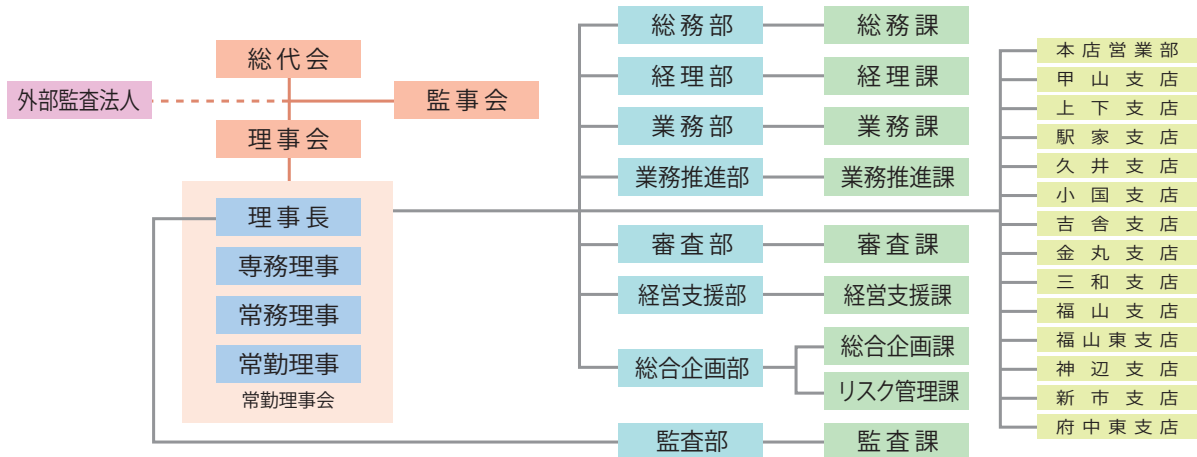
アンケート集計結果を踏まえた今後の取組みについて

取組み内容	今後の取組み
職員の能力向上について	業務遂行能力を高め、また、自主性、自立性を持った人間としての能力向上を図ることで職員の人間力を高め、お客さまのお役に立てる活動を行い、地域ではなくてはならない金融機関として信頼される組合を目指します。
事業者支援の強化	事業者支援に関する重点的なヒアリングを通して、事業者の実情に応じた支援を行い資金繰り支援にとどまらず、外部支援機関とも連携して経営改善、事業再生支援、事業承継支援を実施する。

両備信用組合の組織

事業の組織（組織図）

令和6年6月17日現在



役員一覧

理事長	原田雅文	理事	貝原潤司	理事	山平孝吉	常勤監事	榎田健司
専務理事 (総務部長)	内海清隆	理事	坂東辰男	理事	伊藤敏雄	監事 (員外監事)	藤井義則
常務理事 (審査部長兼 経営支援部長)	藤井博文	理事	北川祐治	理事	高橋良昌	監事 (員外監事)	中村晃基
理事 (業務推進部長)	栗根康仁	理事	甲斐敬文				
理事	岡本洋幸	執行役員 (総合企画部長 兼業務部長)	小川秀尚	執行役員 (経理部長)	富田展弘		

当組合は、職員出身者以外の理事7名の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

組合員数

項目	令和5年3月31日	令和6年3月31日
個人	21,308人	21,266人
法人	1,850人	1,860人
合計	23,158人	23,126人

総代一覧

昇高輝明① 高橋卓也④ 千葉章宏⑧ 原田 稔⑥ 藤原佐千夫⑫ 高松一雄④ 上川隆男① 山本敏文④ 大月 誠① 白土祥範①
丸尾博文⑥ 唐川晴心⑧ 橋本輝義⑬ 鶴田正三⑥ 宮地秀保⑤ 大元昭二① 宗原昌男④ 大田光孝① 藤井芳夫⑨ 山本晴彦④
岡村直樹④ 橋高寛二⑤ 寺崎信久① 升本正明⑤ 池田一弘⑦ 児玉誠志③ 富永 至⑥ 松井泰二⑥ 赤澤多喜男⑪ 高橋正通③
岡崎浩二① 錦織徹也⑨ 唐川峯人① 岡本義和⑥ 吉原誠治⑬ 新歩一 昇⑨ 山中藤雄③ 馬屋原英美⑦ 高橋敏昭④ 有迫勝三①
梶田浩一⑬ 小川卓二⑦ 小川達也⑩ 末元陸夫⑨ 川角浩司③ 升田幸男⑤ 松村紘二郎④ 藤田晃己⑧ 大畑拓也① 松井英明①
松坂光志⑬ 立石克昭⑦ 藤原秀樹⑪ 柿原直樹⑦ 坂本和明⑧ 梶舎秀明⑦ 三原 亨① 川上保隆① 上野雅孝① 宇田勝郎④
内田武宏⑥ 宮原誠之⑥ 井口孝明⑤ 風呂迫聖吾⑦ 中山範彦⑧ 橋詰康彦⑩ 免田宏司④ 中岡康典③ 橋本照人④ 藤本正登①
重田耕作⑬ 安田勝司⑦ 奥 輝也⑥ 黒田隆司④ 石岡英樹③ 横田正夫⑥ 田口哲也④ 木野山孝志④ 西谷利文① 和田 學⑧
守山廣士⑤ 土井一史⑤ 仁科雅博⑬ 赤木茂樹⑥ 今井照明⑩ 杉森秀樹③ 永井敏康④ 新内一彦⑥ 難波龍子③ 田上 誠①
小川 勲④ 有田重人⑧ 小林繁美⑦ 玉浦洋明⑪ 赤木弘志⑦ 関藤 寛① 植田憲爾⑤ 西川正明⑤ 信岡 勇⑤ 門田清伯⑫ 入江正彦①
山根和夫⑥ 小林繁美⑦ 玉浦洋明⑪ 赤木弘志⑦ 関藤 寛① 植田憲爾⑤ 西川正明⑤ 信岡 勇⑤ 門田清伯⑫ 入江正彦①
山上雅行⑪ 河本隆明⑧ 清竹政志⑬ 田室象志⑮ 渡邊正幸① 豊原敏治⑫ 寺岡 寿① 藤井武儀⑪ 藤井博明⑧ 貞清定夫④
浦上 修⑧ 西川邦男⑩ 坂上栄樹⑤ 小川幸太郎④ 岡田啓介④ 内藤久雄③ 佐藤淳一⑦ 北 治郎⑦ 小林 晃① 坂本一成③
松本宣子⑤ 石原完壽⑧ 林 忠之⑤ 重森峰男⑥ 洲上順造⑧ 仲行 洋⑨ 小寺一史⑪ 岡田靖彦⑨ 出内和成③ 星谷和男③
小室範齊⑫ 金高寛彰⑨ 稲田嘉明⑨ 榎 大 昌⑦ 二畠直敏④ 今谷芳行⑤ 高橋邦博③ 勝田孝生⑦ 小林章三③ 倉田真吾①
森若正憲⑧ 池田博俊⑦ 重森博之⑫ 藤井徳夫⑬ 小林將了⑨ 佐々木浩康⑦ 榎金丸運送店⑥ 寶 諸 明⑧ 山口正臣① 橋高勇一⑤
安原学治⑦ 内海和男⑬ 玉谷 隆⑭ 中元勇志⑥ 安田次郎⑦ 上寺 仇④ 平川政之⑨ 若井峰次郎④ 川上健太郎④ 清水礼子⑤
田中庸介⑤ 高山裕行⑪ 松田幸三⑤ 馬場二三一⑭ 寺岡徳尚⑪ 宮田正己⑪ 栗原健伸④ 杉野幸雄③ 須藤薫雄④
和達達雄⑤ 榎本健造⑬ 高橋時夫⑩ 中久保 勇③ 小川 寛⑬ 大津 進⑦ 児玉信二⑧ 三原一訓③ 國上賢一④
西原俊行⑩ 小林章陸① 久保雅昭⑥ 平川裕己⑤ 佐藤育正⑦ 河野昭宜⑪ 佐々木昭二⑨ 岸田光弘③ 猪原竜二③

(注) 氏名の末尾に就任回数を記載しています。

両備信用組合の組織

信用組合は、協同組合組織による、組合員の相互扶助と地域・業域・職域密着を理念とした金融機関です。

当組合は地域信用組合として、地域での金融の円滑化と、経済的地位の向上に寄与することを経営の基本としております。

※地域となる営業区域一覧は23ページに掲載しております。

信用組合の根拠法

- ① 中小企業等協同組合法
- ② 協同組合による金融事業に関する法律

組合員の資格

加入資格のある方はいつでも出資することで組合員になることができます。

組合員の加入資格

- ・当組合の営業区域内において商業、工業、鉱業、運送業、サービス業その他の事業を行う中小企業者
※事業の規模については業種別に要件があります。
- ・当組合の営業区域内に住所若しくは居所を有する者
- ・当組合の営業区域内において勤労に従事する者
- ・当組合の営業区域内において事業を行う事業者の役員及び当組合の役員
- ・当組合の営業区域内に転居することが確実と見込まれる者

総会（総代会）

総会は、信用組合の運営のための最高議決機関です。

組合員の総数が法定数（200人）を超える場合には、総会に代わる総代会を設けることが認められており、当組合は総代会を採用しております。

総代会は総代で組織され、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律に定められた総会の議決事項のほか必要な事項についても議決することができます。

主な議決事項

- | | |
|----------------|--------------------|
| ① 定款の変更 | ⑥ 剰余金処分案 |
| ② 組合の解散又は合併 | ⑦ 毎事業年度の収支予算及び事業計画 |
| ③ 事業の譲渡・譲受け | ⑧ 役員（理事・監事）の報酬の総額 |
| ④ 組合員の除名 | |
| ⑤ 理事・監事の選任及び解任 | |

総代会制度

1. 総代会の仕組み（役割）

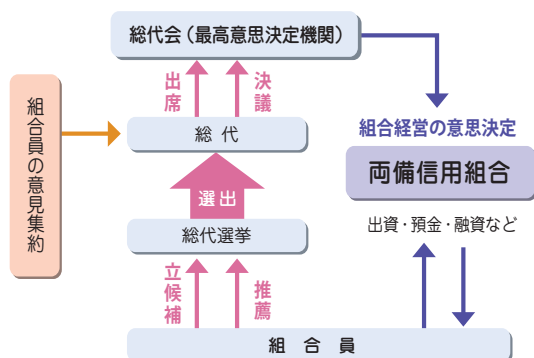
信用組合は、組合員の相互扶助の精神を基本理念に金融活動を通じて経済的地位の向上を図ることを目的とした協同組合組織金融機関です。また、信用組合には、組合員の総意により組合の意思を決定する機関である「総会」が設けられており、組合員は出資口数に関係なく、一人一票の議決権及び選挙権を持ち、総会を通じて信用組合の経営等に参加することができます。

しかし、当組合は、組合員数は23,126名（令和6年3月末）と多いことから、総会の開催が困難なため、中小企業等協同組合法及び定款の定めるところにより「総代会」を設置しています。

総代会は、総会と同様に組合員一人ひとりの意思が信用組合の経営に反映されるよう、組合員の中から適正な手続きにより選挙された総代により運営され、組合員の総意を適正に反映しています。また、総代会は、当組合の最高意思決定機関であり、決算や事業活動等の報告が行われるとともに、剰余金処分、事業計画の承認、定款変更、理事・監事の選任など、当組合の重要事項に関する審議、決議が行われます。

総代は、組合員の代表として、総代会を通じて組合員の信用組合に対する意見や要望を信用組合経営に反映させる重要な役割を担っています。

両備信用組合の組織



当組合では、総代会に限定することなく、組合員（利用者）アンケート調査や総代懇親会を実施するなど、日常の営業活動を通じて、総代や組合員とのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取り組んでいます。

2. 総代の選出方法、任期、定数

総代は、総代会での意思決定が広く組合員の意思を反映し適切に行われるよう、組合員の幅広い層の中から、定款および総代選挙規約に基づき、公正な手続きを経て選出されます。

(1) 総代の選出方法

総代は組合員であることが前提条件であり、総代選挙規約等に則り、各地区（選挙区）毎に自ら立候補した方若しくは地区（選挙区）内の組合員から推薦された方の中から、その地区（選挙区）に属する組合員により、公平に選挙を行い選出されます。

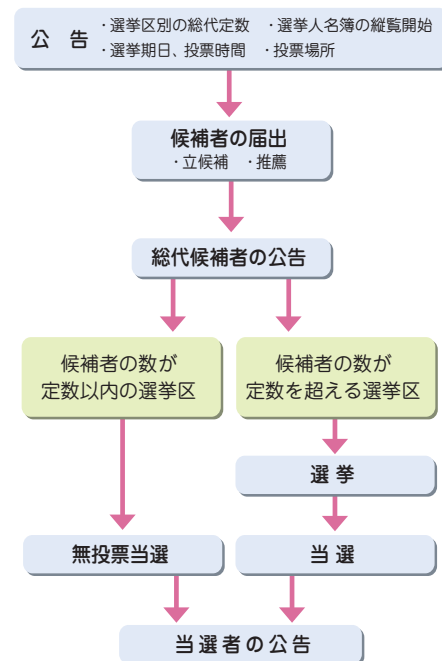
なお、総代候補者（立候補者、（推薦を含む））の数が当該地区における総代定数を超えない場合は、その候補者（立候補者（推薦を含む））を当選者として選挙は行っておりません。

(2) 総代の任期・定数

総代の任期は3年となっております。なお、当組合は地区（選挙区）を13の区に分け、総代の選出を行っています。

総代の定数は、170人以上200人以内です。

■総代選挙までの手続き



■総代選挙区および定数表

選挙区	総代定数
本店（府中町支店は本店と統合）、府中東支店 地区	46
甲山支店 地区	23
上下支店 地区	17
駅家支店 地区	20
久井支店 地区	10

選挙区	総代定数
小国支店 地区	9
吉舎支店 地区	9
金丸支店 地区	7
三和支店 地区	11
福山支店 地区	12

選挙区	総代定数
福山東支店 地区	9
神辺支店 地区	16
新市支店 地区	11
合 計	200

*各選挙区毎の総代は各選挙区に取引のある組合員とする。

3. 総代会の決議事項

第72期通常総代会が、令和6年6月17日午後2時より、当組合本店で開催されました。当日は、総代200名のうち、出席者65名、委任状による代理出席5名、議決権行使書による出席90名のもと、全議案が可決・承認されました。

【報告事項】

- 第72期（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）事業報告の件
- 第72期 計算書類（貸借対照表および損益計算書）報告の件

【決議事項】

- 第1号議案 第72期剰余金処分案承認の件
- 第2号議案 第73期事業計画および収支予算案承認の件
- 第3号議案 組合員法定脱退（除名）承認の件



第72期通常総代会

■地区別総代懇親会の開催

ガバナンスの機能強化に向けた一環として、総代会の後に地区毎に総代を対象にした「総代懇親会」（経営説明会）を毎年実施しております。

当組合の経営実態、地域との関わり合いや社会を取巻く諸問題等をわかり易く説明し、一方、総代各位より利用者側の視点に立った意見や要望をいただき、信用組合経営に反映させております。

店舗・ATMのご案内

営業地区一覧

福山市、府中市、三次市（君田町、布野町、作木町除く）、
庄原市（東城町、西城町、比和町、高野町、口和町除く）、
東広島市豊栄町、三原市、尾道市、世羅郡、神石郡

■ 営業地区（全域） ■ 営業地区（一部）
★ 営業店所在地



ATM 設置状況

各営業店に1台設置	ATM 14台
・府中天満屋出張所（店外） ・本店府中町出張所（店外）	ATM 2台

※当組合のキャッシュカードは、国内ほぼすべてのATMで
出金ができます。
なお、当組合以外のATMをご利用された場合の手数料
は、「キャッシュバック制度（手数料返金）」によりご返金
いたします。
*入金は、セブン銀行、ゆうちょ銀行、ほか一部のATMで
利用ができます。
*預金通帳の付込みは、全国の提携信用組合のATMでご利用
いただけます。一部利用できない店舗もございます。

《キャッシュバック制度の概要》

【当組合の個人のお客さま】

（対象取引は、普通預金キャッシュカードまたはローンカード取引）
他金融機関ATMのご利用時にかかりました「他金融機関
ATM利用手数料」「時間外ATM利用手数料」を毎月とり
まとめて、翌月の20日（休日の場合は翌営業日）にお客
さま一人あたり1ヶ月最大2回分のATM利用手数料を限度
にご返却いたします。
詳しくは、店頭にお尋ねください。

店舗一覧（事業所の名称・所在地）

本 部	〒726-0003	府中市元町462番地の10	TEL (0847)45-2228	FAX (0847)45-2784
★ 本店営業部	〒726-0003	府中市元町462番地の10	TEL (0847)45-2229	FAX (0847)45-2677
● 府中天満屋出張所		府中天満屋内（店舗外ATM）		
● 本店府中町出張所		府中市府中町140番地の3（店舗外ATM）		
● ★ 甲 山 支 店	〒722-1112	世羅郡世羅町大字本郷25番地の1	TEL (0847)22-1144	FAX (0847)22-1125
★ 上 下 支 店	〒729-3431	府中市上下町上下1057番地5	TEL (0847)62-2200	FAX (0847)62-2202
● ★ 駅 家 支 店	〒720-1132	福山市駅家町大字倉光19番地1	TEL (084)976-2323	FAX (084)976-3501
久 井 支 店	〒722-1304	三原市久井町江木1162番地の12	TEL (0847)32-6033	FAX (0847)32-6075
小 国 支 店	〒722-1701	世羅郡世羅町大字小国3393番地	TEL (0847)37-2131	FAX (0847)37-2132
吉 舎 支 店	〒729-4211	三次市吉舎町吉舎197番地3	TEL (0824)43-2184	FAX (0824)43-2538
金 丸 支 店	〒729-3111	福山市新市町大字金丸419番地1	TEL (0847)57-8121	FAX (0847)57-8122
三 和 支 店	〒720-1522	神石郡神石高原町小島2156番地1	TEL (0847)85-2319	FAX (0847)85-3470
福 山 支 店	〒720-0031	福山市三吉町4丁目3番11号	TEL (084)925-5850	FAX (084)925-5891
福山東支店	〒721-0907	福山市春日町6丁目1番25号	TEL (084)943-2288	FAX (084)943-2287
● ★ 神 辺 支 店	〒720-2106	福山市神辺町字十九軒屋77番地1	TEL (084)963-4700	FAX (084)963-4709
● ★ 新 市 支 店	〒729-3101	福山市新市町大字戸手604番地3	TEL (0847)51-5333	FAX (0847)51-5334
府中東支店	〒726-0012	府中市須町729番地の5	TEL (0847)51-8686	FAX (0847)51-8071

★印のATMの稼働時間は、午前8:45～午後7:00です。
★印の無いATMの稼働時間は、午前8:45～午後6:00です。
●印のATMは土・日・祝祭日 午前9:00～午後7:00まで稼働
（但し、府中天満屋出張所（店外ATM）は、午前9:00～午後7:00）
ATMではキャッシュカードによる暗証番号の変更ができます。

主要な業務

■ 預 金

令和6年6月30日現在

種 類		お預け入れ期間	お預け入れ金額	しくみと特色
普 通 預 金 (総 合 口 座)		出し入れ自由	1円以上	普通預金、定期預金、定期積金が1冊の通帳で管理でき、いざという時のために自動で融資がセットできます。(ただし、定期積金の総合口座については、令和元年5月より新規には取扱いしておりません。) 自動で融資は定期預金・定期積金残高の90% (最高300万円以内) までご利用いただけます。
無利息型普通預金 (総 合 口 座)				お利息はつきませんが、預金保険により元金が全額保護されています。 ご利用は普通預金(上記)と同様にご利用いただけます。
貯 蓄 預 金				いつでも出し入れ可能です。 公共料金等の自動支払および給与・年金等の自動受取、総合口座の取扱いはできません。
後見制度支援預金				家庭裁判所の「指示書」に基づく入出金
当 座 預 金		出し入れ自由		商取引代金の決済に安全、便利な小切手・手形のためのご預金です。
通 知 預 金		7日以上	5,000円以上	まとまった資金の短期運用に大変便利です。お引き出しは2日前までにご連絡ください。
納 税 準 備 預 金		入金は自由 払出しは納税資金	1円以上	納税資金を計画的に準備するための預金で、お利息は非課税です。
定 期 積 金		6ヶ月～5年	毎月の積立金 1,000円以上	目標金額を決めて、無理なく貯められるご預金です。 安全確実に財産の基礎をつくってみませんか。
あ ん し ん 積 金		5年	毎月の積立金 1万円・2万円	定期積金と生命共済がセットになった大変便利なご預金です。
子育て支援積金		3年～5年	毎月の積立金額 1万円～5万円	口座開設時に18歳以下のお子さまがいらっしゃる方への特別預金です。 預入日の基準利率に0.1%の利率を上乗せします。お子さま1人当たり毎月の積立金額最大5万円です。
定 期 預 金	スーパードル	1ヶ月～5年	1,000円以上	お預け入れ期間は1日単位でお決め出来ます。 ポピュラーな定期預金です。
	新型期日指定定期	3年	1,000円～300万円	1年複利(利息が利息を生む)でお得なご預金です。 1年経過後1ヶ月前までにご通知いただければ、1万円以上で自由に払出可能です。
	変動金利定期	単利 1年～3年 複利 3年	1,000円以上	金利が6ヶ月ごとにその時点の金利へ変動します。
	大口定期	1ヶ月～5年	1,000万円以上	お得な利回りがご利用いただけます。
	ねんきん福祉定期	1年	10万円～500万円	当組合で年金を受給されておられる皆さまへ、スーパードル1年で0.20%のご預金です。
	安 泰	1年	100万円～1,000万円	組合員で退職金と認められる資料がある場合は優遇金利でご利用いただけます。 (退職金受領後1年6ヶ月以内)
	相続定期預金 「つ な ぎ」	3ヶ月～1年	100万円以上 (相続金額範囲内)	相続手続完了後1年以内に相続により取得した資金での預金です。
財 形 預 金		一般財形 3年以上 年金財形 5年以上 住宅財形 5年以上	1,000円以上	お勤め先の財形制度を通じ、給与・ボーナスからの天引きで貯まるご預金です。 年金財形、住宅財形の合算で元金550万円までは非課税扱いとなります。
(法人向け) リョーシンインターネットバンキング				お客さまのパソコンから照会(残高照会・入出金明細照会)、資金移動(お振込・振替)、データ伝送サービス(総合振込・給与・賞与振込・預金口座振替)などがご利用いただけます。
(個人向け) リョーシンインターネットバンキング				お客さまのパソコン、スマートフォン、タブレット端末を使用してインターネット経由で当組合のホームページにアクセスし、照会(残高照会・入出金明細照会)、資金移動(お振込・振替)などがご利用いただけます。
でんさいネット				「でんさい(電子記録債権)」による手形・振込に代わる資金決済サービスです。 資金決済の他、「でんさい」の譲渡や割引も取扱っています。

主要な業務

■ 個人ローン

令和6年6月30日現在

種 類		資金のお使いみち	ご融資金額	ご融資期間	担保・保証人
住 宅 ロ ー ン		住宅の新築、購入、建替え	100万円～1億円	50年以内	担保：ご自宅の土地建物 保証：保証会社の保証要
リフォームローン		住宅の増改築、修繕	10万円～1,000万円	15年以内	担保：不要 保証：保証会社の保証要
太 陽 光 ロ ー ン		太陽光発電システムの購入設置資金	10万円～500万円	15年以内	担保：不要 保証人：1名以上
マイカーローン		自動車、バイクの購入 運転免許取得費用 車検費用等	10万円～1,000万円	10年以内	保証：保証会社の保証要 保証人：場合によって必要
多 目 的 ロ ー ン		資金使途が明確なもの	10万円～1,000万円	資金使途により 最長15年以内	保証：保証会社の保証要 保証人：場合によって必要
ファミリーローン	ゆとりプラン500	個人消費資金(事業性は除く)	500万円以内	5年以内	保証人：1名以上 (ご融資額200万円超は2名以上)
	おまとめプラン1000	個人消費資金(事業性は除く) 保証債務の代位弁済資金等は可	1,000万円以内 (定例年収が限度)	10年以内	担保：要 保証人：1名以上
	ワイドプラン1500	個人消費資金(事業性は除く)	1,500万円以内	10年以内	保証人：2名以上 (ご融資額500万円超は担保が必要)
	ファミリーローン「カ」	個人消費資金(事業性は除く)	50万円～300万円	7年以内	担保：不要 保証人：不要
シルバーライフローン		満60歳以上、完済時81歳未満の方 (事業性資金・旧債務返済・投機的資金は除く)	10万円～100万円	5年以内	保証：保証会社の保証要
フ リ ー ロ ー ン		ご自由 (事業資金、投機的資金は除く)	10万円～1,000万円	10年以内	保証：保証会社の保証要
奨 学 ロ ー ン		子弟の学費(入学金・授業料など)、学生 生活費用	10万円～1,000万円	15年以内 (元金据置期間を含む)	保証：保証会社の保証要
快速フリーローン		ご自由 (借入金のおまとめ、事業資金も可)	10万円～500万円	120回以内	保証：保証会社の保証要
カ ー ド ロ ー ン		ご自由(事業資金、投機的資金は除く)	10万円～300万円	3年 自動更新あり	保証：保証会社の保証要
マイフレンド		ご自由(事業資金、投機的資金は除く)	30万円、50万円	3年 自動更新あり	保証：保証会社の保証要

■ 事業者向けご融資

令和6年6月30日現在

種 類	資金のお使いみち
一般のご融資	○手形割引・電子記録債権割引……一般商業手形割引・電子記録債権割引による運転資金のご融資 ○手形貸付……運転資金などの短期のご融資 ○証書貸付……設備資金などの長期のご融資 ○当座貸越……一定の貸越極度までご自由にご利用いただけます。
ビジネスローン	小口事業資金がタイムリーにご利用いただけます。
快速ビジネスローン	個人事業主・法人役員の方の小口事業資金をスピード回答にてご利用いただけます。
無担保スピード保証融資	経営基盤の安定を目的に、広島県・広島県信用保証協会と提携したご融資です。
事業者カードローン	当座貸越契約により、カード・通帳でご自由にお借入れ・ご返済ができます。
金融円滑化融資	既往の借入金をおまとめすることで、月々の返済額が軽減されます。
経営基盤安定化融資	信用保証協会の保証が得られない場合においても、長期的なお取引のなかで、当組合独自の審査で、無担保でご融資いたします。
地方公共団体制度融資	広島県、各市町の制度融資を取扱いしております。お気軽にお申しつけください。
代理貸付業務	各種の代理業務を取扱いしております。お気軽にお申しつけください。 日本政策金融公庫、全国信用協同組合連合会、商工組合中央金庫

主要な業務

■ サービス業務

令和6年6月30日現在

種 類	サービスの内容
キャッシュサービス	全国の都市銀行、地方銀行、信用金庫、信用組合、労働金庫、農協、ゆうちょ銀行、セブン銀行、その他コンビニやスーパーのATMもご利用いただけます。
デビットカード	当組合の個人用キャッシュカードに付加されている機能で、デビットカード取扱店でお買物をされた場合、キャッシュカードで支払ができます。
キャッシング	各クレジットカードのキャッシングが、ATMでご利用いただけます。 JCB、三菱UFJニコス、イオン、UC、三井住友、オリコ、ライフなど
給与の受取	給与・ボーナスがご指定の普通預金へ振り込まれます。 振込される普通預金へ電気・電話等の口座振替を付けられますと大変便利です。
年金の受取	大切な年金がご指定の普通預金でお受取ができます。
配当金の受取	株の配当金をご指定の口座へ入金されます。
口座振替	ご指定の口座から電気などの各種料金の自動支払い、原爆手当の受取などができ大変便利です。
為替	全国どこにでもスピーディーに、振込み、手形・小切手の取立てをいたします。
外貨両替	米ドルの両替がご利用いただけます。
個人向け国債販売	1万円単位で購入いただけます。 市場に連動して金利が変動しますので、金利リスクが少なくなります。
長期国債販売	10年国債を財産運用にご利用ください。
損害保険の募集	皆さまのニーズに応じた適切な保険商品をご提案いたします。
火災共済の募集	皆さまの大切な資産を守るため適切な火災共済をご提案いたします。
労災費用共済の募集	事業所の様々なリスクを複合的にサポートした共済を提案いたします。
生命保険の募集	個人の皆さまへ年金保険の募集を行っています。
証券会社のご紹介	株式などの取引をご希望のお客さまへ、当組合と提携しています証券会社をご紹介します。
貸金庫	重要書類、貴重品を安全・確実にお守りいたします。機密保持も万全です。 (お取扱していない店舗もあります。)
夜間金庫	お店の売上金の盗難・紛失防止に役立ちます。 (お取扱していない店舗もあります。)
年金・労務なんでも相談会	各店で年1回、専門家(社会保険労務士)による無料年金・労務相談会を開催しています。 これから受給される方、既に受給されている方を問わずお気軽にご相談ください。
金銭信託の媒介	オリックス銀行との業務委託契約により遺言代用信託「しんくみ相続信託」の取扱開始、お客さまのスムーズな相続をお手伝いします。

■ 年金受給者の皆さまへ特別で優遇サービス

令和6年6月30日現在

大切な年金の受け取りを当組合にご指定いただいたお客さまへ、次のサービスを提供させていただいております。

優 遇 サ ー ビ ス	サ ー ビ ス の 内 容
1.金利優遇サービス	ねんきん福祉定期 500万円まで金利0.20%。
2.お誕生日プレゼント	お誕生日をお祝いして素敵なプレゼント。
3.年金旅行へのご招待	楽しい日帰り旅行に、皆さまと一緒に出かけませんか。 (旅行代金の一部を当組合が負担いたします。)
4.ご成約プレゼント	年金の受け取りを当組合にご指定いただいた方へ素敵なプレゼント。

手数料〈税込表示〉

令和6年6月30日現在

■ ATMのご利用時間及び手数料

お取引日	当組合ATMご利用の場合		他金融機関ATMご利用の場合	
	時 間	手 数 料	時 間	手 数 料
平 日	8:45～18:00	無 料	8:00～ 8:45	220円(※3)
	18:00～19:00(※1)		8:45～18:00	110円(※3)
	府中天満屋出張所 9:00～19:00		18:00～21:00	220円(※3)
土・日曜 祝 祭 日	9:00～19:00(※2)	無 料	8:00～21:00	220円(※3)
	府中天満屋出張所 9:00～19:00			

※1 本店営業部、甲山支店、上下支店、駅家支店、神辺支店、新市支店の平日19:00までご利用いただけます。他の支店、本店府中町出張所は8:45～18:00までです。

※2 甲山支店、駅家支店、神辺支店、新市支店のみです。

※3 ご利用手数料のご返却

【当組合の個人のお客さま】(対象取引は、普通預金キャッシュカードまたはローンカード取引)

他金融機関ATMのご利用にかかりました「他金融機関ATM利用手数料」「時間外ATM利用手数料」を毎月とりまとめて、翌月の20日(休日の場合は前営業日)にお客さま一人当たり1か月最大2回分のATM利用手数料を限度にご返却いたします。

●ご入金は、当組合または、ゆうちょ銀行・セブン銀行ATMをご利用ください。

●残高照会は無料でございます。

■ セブン銀行ATMご利用時間及び手数料

平 日 8:00～21:00	8:00～8:45までは110円、8:45～18:00までは無料、18:00～21:00までは110円
土曜日 8:00～21:00	8:00～8:45までは110円、8:45～14:00までは無料、14:00～21:00までは110円
日曜・祝日 8:00～21:00	8:00～21:00まで110円

■ 振込手数料

振込手数料（1件）		当組合の自店宛	当組合の本支店宛	他金融機関宛
電信扱	1万円未満	110円	110円	440円
	1万円以上	110円	220円	550円
	3万円以上	330円	440円	770円
		(110円)	(220円)	(550円)
視覚障がいの方の振込手数料はATM扱と同額となります。				
文書扱	1万円未満	—	110円	330円
	1万円以上	—	220円	440円
	3万円以上	—	440円	660円
		—	(220円)	(440円)
ATM扱 (カード振込)	1万円未満	無 料	無 料	330円
	1万円以上	無 料	無 料	330円
	3万円以上	無 料	無 料	440円
インターネット バンキング	3万円未満	無 料	無 料	330円
	3万円以上	無 料	無 料	440円
振込の組戻し		全て660円		

(注) () の手数料は依頼人が当組合の組合員の場合

■ 代金取立手数料(1通)

支 払 場 所		自 店 宛	本支店宛／他行宛
代 手	電子交換加盟金融機関(普通)	無 料	330円
	電子交換加盟金融機関(至急)	—	880円
	上 記 以 外	—	880円
割 手	電子交換加盟金融機関(普通)	無 料	330円
	上 記 以 外	—	—
組戻し		660円	
不渡返却		660円	
特殊取立		実 費	

■ 発行手数料

種 類	
小切手帳(50枚)	880円
約束手形帳(50枚)	1,100円
為替手形帳(25枚)	550円
マル専口座開設料	3,300円
マル専手形(1枚)	550円
自己宛小切手(1枚)	550円
残高証明書(1件)	550円
残高証明書(継続発行1件)	330円
残高証明書(当組合定型様式以外)	3,300円
通帳・証書・カードの再発行	1,100円

■ 法人向けインターネットバンキング

サービス名	サービス内容	月 額
(1) 標準サービス	(残高照会、入金金明細照会、振込振替、振込予約等)	1,430円
(2) 総合サービス	(上記(1) 標準サービス、及びデータ伝送)	3,630円

■ 両替手数料

両替枚数(紙幣・硬貨合計)	非組合員	組合員
1枚～ 10枚	無 料	無 料
11枚～ 100枚	220円	無 料
101枚～ 300枚	550円	220円
301枚～ 500枚	660円	330円
501枚～1,000枚	770円	440円
1,001枚～	500枚毎に330円加算	
実質的に両替となるような入金、金種指定の出入：両替手数料と同額とする		
汚損した現金の交換・記念硬貨の交換：無 料		
外貨両替	お買い求め：中値+3円	
	ご売却：中値－3円	

■ 融資手数料

担保事務手数料		
非事業性資金	1件あたり200万円以上	16,500円
事 業 資 金	1件あたり1 億円超	55,000円
〃	5,000万円以上	44,000円
〃	500万円以上	33,000円
〃	200万円以上	16,500円
再調査・追加設定時		
非事業性資金	1 件あたり	無 料
事 業 資 金	1 件あたり	無 料
貸出条件変更（重複して手数料はかかりません）		
返済方法	11,000円	
借入期間		
返済金額		
固定金利から変動金利へ		
固定変動選択型の固定金利再選択		
金利引下げ		
全額繰上げ返済		
金額	1,000万円超	33,000円
金額	1,000万円以下	11,000円
金額	100万円以下	無 料
一部繰上げ返済		
		11,000円
固定変動選択型 住宅ローンの固定 金利適用期間中	内入金額 300万円未満	11,000円
	内入金額 300万円以上	55,000円
固定・変動金利型 事業資金の固定 金利適用期間中	内入金額 1,000万円未満	33,000円
	内入金額 1,000万円以上 5,000万円未満	82,500円
	内入金額 5,000万円以上	165,000円

※固定・変動選択型住宅ローン、固定・変動型事業資金の固定期間中の全額繰上げ返済はできません。

■ その他手数料

種 類		
夜間金庫(月額)	投入用錠10個以下貸与のお客さま	5,500円
	投入用錠11個以上貸与のお客さま	11,000円
貸金庫(年間)	7,150円	

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

■会計監査人による監査

当組合は、協同組合による金融業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、通常総代会に提出される「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」に付きましては、会計監査人である、「あずさ監査法人」の監査を受けております。

■代表理事による財務諸表の適正性・有効性の確認

私は当組合の令和5年4月1日から令和6年3月31日までの第72期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和6年6月17日

両備信用組合

理事長

原田雅文

財務諸表

■貸借対照表

資産の部

(単位：千円)

科 目	第71期 令和5年3月期	第72期 令和6年3月期
(資産の部)		
現金	1,905,629	1,852,898
預け金	28,871,925	25,385,258
有価証券	40,007,638	37,276,188
国債	0	0
地方債	50,000	250,240
社債	37,407,535	35,137,264
株式	103,294	103,294
その他の証券	2,446,809	1,785,390
貸出金	89,697,392	93,131,805
割引手形	642,126	621,287
手形貸付	9,338,941	9,571,656
証書貸付	78,836,202	82,049,130
当座貸越	880,122	889,731
その他資産	825,724	1,035,098
未決済為替貸	6,238	14,433
全信組連出資金	696,000	696,000
前払費用	1,667	2,112
未収収益	111,391	127,729
その他の資産	10,427	194,823
有形固定資産	757,056	767,935
建物	172,518	164,885
土地	526,716	526,716
その他の有形固定資産	57,822	76,334
無形固定資産	24,067	11,165
ソフトウェア	16,434	3,532
建設仮勘定	—	—
その他の無形固定資産	7,632	7,632
前払年金費用	53,814	73,829
繰延税金資産	156,710	239,147
債務保証見返	3,062	2,695
貸倒引当金 (うち個別貸倒引当金)	△ 884,579 (△ 825,442)	△ 1,170,708 (△ 1,034,601)
資産の部合計	161,418,443	158,605,315

負債及び純資産の部

(単位：千円)

科 目	第71期 令和5年3月期	第72期 令和6年3月期
(負債の部)		
預金積金	145,806,718	147,685,278
当座預金	1,229,542	1,628,382
普通預金	49,953,123	49,813,288
貯蓄預金	581,032	532,780
通知預金	148,948	220,926
定期預金	81,596,018	83,974,259
定期積金	9,693,475	8,968,776
その他の預金	2,604,578	2,546,865
借入金	6,200,000	1,600,000
その他負債	448,692	391,174
未決済為替借	31,627	33,331
未払費用	96,549	106,296
給付補てん備金	5,579	4,077
未払法人税等	109,700	40,177
前受収益	50,647	51,457
払戻未済金	77	79
職員預り金	134,055	134,894
資産除去債務	4,730	4,730
その他の負債	15,725	16,129
賞与引当金	72,179	62,731
退職給付引当金	—	—
役員退職慰労引当金	19,092	22,616
睡眠預金払戻損失引当金	28,410	29,519
偶発損失引当金	12,052	10,455
債務保証	3,062	2,695
負債の部の合計	152,590,207	149,804,471
(純資産の部)		
出資金	1,537,186	1,551,852
普通出資金	1,537,186	1,551,852
利益剰余金	7,499,145	7,469,201
利益準備金	1,104,652	1,154,652
その他利益剰余金	6,394,493	6,314,549
特別積立金	6,120,000	6,170,000
(経営基盤強化積立金)	(1,850,000)	(1,900,000)
当期末処分剰余金	274,493	144,549
組合員勘定合計	9,036,331	9,021,053
その他有価証券評価差額金	△ 208,095	△ 220,209
評価・換算差額等合計	△ 208,095	△ 220,209
純資産の部合計	8,828,236	8,800,844
負債及び純資産の部合計	161,418,443	158,605,315

財務諸表

損益計算書

(単位：千円)

科 目	第71期 令和4年度	第72期 令和5年度
経常収益	1,851,187	1,844,086
資金運用収益	1,667,813	1,682,922
貸出金利息	1,397,517	1,430,256
預け金利息	41,218	29,602
有価証券利息配当金	187,590	189,132
その他の受入利息	41,487	33,931
役務取引等収益	125,989	125,802
受入為替手数料	29,639	28,628
その他の役務収益	96,350	97,173
その他業務収益	16,065	34,827
国債等債券売却益	—	10,841
国債等債券償還益	—	—
その他の業務収益	16,065	23,986
その他経常収益	41,318	534
償却債権取立益	—	—
株式等売却益	—	—
その他の経常収益	41,318	534
経常費用	1,486,548	1,865,899
資金調達費用	70,786	77,043
預金利息	67,731	74,618
給付補てん備金繰入額	2,408	1,785
借入金利息	24	2
その他の支払利息	622	637
役務取引等費用	221,091	226,057
支払為替手数料	13,004	12,972
その他の役務費用	208,087	213,085
その他業務費用	10	—
国債等債券売却損	—	—
国債等債券償還損	—	—
国債等債券償却	—	—
金融派生商品費用	—	—
その他の業務費用	10	—
経費	1,181,673	1,227,533
人件費	777,972	810,609
物件費	348,655	355,489
税金	55,045	61,434
その他経常費用	12,986	335,264
貸倒引当金繰入額	—	304,131
株式等売却損	—	—
株式等償却	—	—
その他資産償却	—	—
その他の経常費用	12,986	31,133
経常利益	364,638	△ 21,813
特別利益	45	—
固定資産処分益	45	—
貸倒引当金戻入益	—	—
償却債権取立益	—	—
その他の特別利益	—	—
特別損失	70,113	2,093
固定資産処分損	14	2,093
その他の特別損失	70,099	—
税引前当期純利益	294,570	△ 23,907
法人税、住民税及び事業税	109,055	37,848
法人税還付金	—	—
法人税等調整額	7,616	△ 77,725
当期純利益	177,897	15,970
前期繰越金	96,595	128,578
経営基盤強化積立金取崩額	—	—
当期末処分剰余金	274,493	144,549

損益計算書の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たりの当期純利益 5円16銭

剰余金処分計算書

(単位：円)

科 目	第71期 令和4年度	第72期 令和5年度
当期末処分剰余金	274,493,046	144,549,348
剰余金処分額	145,914,142	71,385,960
利益準備金	50,000,000	15,000,000
出資に対する配当金	45,914,142 (年3%)	46,385,960 (年3%)
特別積立金 (経営基盤強化積立金)	50,000,000 (50,000,000)	10,000,000 (10,000,000)
次期繰越金	128,578,904	73,163,388

連結財務諸表

当組合には、対象となる子会社および関連会社がありませんので作成しておりません。

貸借対照表の注記事項

- 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
- 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については原則として時価法(売却原価の算定は移動平均法)、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法)を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	15年～39年
その他	4年～20年
- 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は定額法を採用しております。なお、自組合利用のソフトウェアについては、組合内における利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。
- 外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8.退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。

また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。過去勤務費用及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務費用 その発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により費用処理

数理計算上の差異 各発生年度の職員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(11年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日から当事業年度から費用処理

当組合は、複数事業主(信用組合等)により設立された企業年金制度(総合設立型企業年金基金)に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況および制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

全国信用組合企業年金基金の制度に関する事項は次のとおりです。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項(令和5年3月31日現在)	
年金資産の額	219,079百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	216,116百万円
差引額	2,962百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合
(自令和4年4月1日 至令和5年3月31日) 0.426%

(3) 補足説明

上記(1)の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高11,094百万円及び別途積立金14,056百万円であり、

本制度における過去勤務債務の償却方法は期間9年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金18百万円を費用処理しております。

なお、上記(2)の割合は当組合の実際の負担割合とは一致していません。

9.役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10.睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。

11.偶発損失引当金は、信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、将来の負担金支出見込額を計上しております。

12.収益の計上方法について、役務取引等収益は役務提供の対価として収受する収益であり、内訳として「受入為替手数料」「その他の受入手数料」「その他の役務取引等収益」があります。このうち、受入為替手数料は、為替業務から収受する受入手数料であり、送金、代金受取等の内国為替業務に基づくものであります。為替業務およびその他の役務取引等にかかる履行业務は、通常、対価の受領と同時期に充足されるため、原則として、一時点で収益を認識しております。

13.消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当該事業年度の費用に計上しております。

14.会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当該事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 1,170百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6. に記載しております。

なお、個別貸出先の業況変化等により、当初の見積りに用いた仮

定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

15. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務及び市場運用業務などの金融業務を行っております。このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債を統一的に管理しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は、主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスクの管理

当組合は、リスク管理規程及び信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など、与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか審査部により行われ、また、定期的に経営陣による常勤理事会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、統一的リスク管理によって金利の変動リスクを管理しております。統一的リスク管理に関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、常勤理事会において決定された統一的リスク管理に関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っております。日常的には総合企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析等によりモニタリングを行い、月次ベースで常勤理事会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当組合は、為替の変動リスクに関して、統一的に管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、常勤理事会の方針に基づき、理事会の監督の下、市場リスク管理規程に従い行われております。

このうち、業務部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

業務部で保有している株式の一部は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしております。

これらの情報は総合企画部を通じ、理事会及び常勤理事会へ定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、市場リスクの影響を受ける金融資産・金融負債については、「貸出金」、「預け金」、「有価証券」、「預金積金」、「借入金」があります。これらについては、円金利ショック幅を1%とする銀行勘定の金利リスク(IRRBB)を算出し、金利の変動リスクの管理にあたって定量的分析に利用しており、当組合の令和6年3月31日におけるIRRBBの量は、2,165百万円です。

更に、「有価証券」等の市場リスク量をVaRにより月

次で計測し、取得したリスク量がリスク限度額の範囲内となるよう管理しております。当組合のVaRは分散共分散法（保有期間120日、信頼区間99%、観測期間5年）により算出しており、令和6年3月31日（当事業年度の決算日）現在で市場リスク量（損失額の推計値）は、有価証券等で380百万円です。

なお、当組合では、VaRのバックテストを毎月実施し、計測したVaRの適切性を確認しております。

ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は統合的リスク管理を通して、適時に資金管理を行うほか、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

なお、金融商品のうち貸出金及び借入金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

16. 金融商品の時価等に関する事項

令和6年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等および組合出資金は、次表には含めておりません。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金	25,385	25,386	1
(2) 有価証券	37,172	37,171	△1
満期保有目的の債券	250	249	△1
その他有価証券	36,922	36,922	—
(3) 貸出金（※1）（※2）	93,131	—	—
貸倒引当金（※3）	△1,170	—	—
	91,961	93,612	1,651
金融資産計	154,518	156,170	1,651
(1) 預金積金	147,685	147,514	△171
(2) 借入金（※1）	1,600	1,600	0
金融負債計	149,285	149,114	△171

（※1）貸出金、借入金の時価には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」が含まれています。

（※2）貸出金は、以下の①～②の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①6ヶ月以上延滞債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、その貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）。

②①以外は、貸出金の種類ごとにキャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利（TONA 複利SWAP等）で割り引いた価格を時価とみなしております。

（※3）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行った場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

（3）貸出金

貸出金は、以下①～③の合計額から、貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除する方法により算定し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

①破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの貸借対照表の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額）

②証券会社への債権については、当該証券会社が理論的に算定した価額

③①および②以外の債権については、貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

（2）借入金

借入金については、一定の期間ごとに区分した元利金の合計額を市場金利で割り引いて現在価値を算定し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

（注2）市場価格のない株式等および組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

（単位：百万円）

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式（※1）	103
全信組連出資金（※1）	696
合計	799

（※1）非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

17. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「短期社債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下20まで同様であります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券

【時価が貸借対照表計上額を超えるもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	50	50	0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	—	—	—
そ の 他	—	—	—
小 計	50	50	0

【時価が貸借対照表計上額を超えないもの】

	貸借対照表計上額	時 価	差 額
国 債	— 百万円	— 百万円	— 百万円
地 方 債	100	99	0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	100	99	0
そ の 他	—	—	—
小 計	200	199	0
合 計	250	249	0

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

（4）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	3,108	3,105	3
国 債	—	—	—
地 方 債	100	100	0
短 期 社 債	—	—	—
社 債	3,008	3,005	3
そ の 他	402	400	1
小 計	3,510	3,506	4

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差 額
株 式	— 百万円	— 百万円	— 百万円
債 券	32,028	32,319	△ 290
国 債	—	—	—
地 方 債	—	—	—
短期社債	—	—	—
社 債	32,028	32,319	△ 290
そ の 他	1,382	1,402	△ 19
小 計	33,411	33,722	△ 310
合 計	36,922	37,228	△ 305

18. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券はありません。

19. 当事業年度中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却価額	売却益
2,111 百万円	10 百万円

20. その他有価証券のうち満期があるもの及び満期保有目的の債券の期間毎の償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債 券	5,396 百万円	26,239 百万円	3,650 百万円	100 百万円
国 債	—	—	—	—
地 方 債	—	100	150	—
短期社債	—	—	—	—
社 債	5,396	26,139	3,500	100
そ の 他	299	1,485	—	—
合 計	5,696	27,725	3,650	100

21. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次の通りであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未收利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	989 百万円
危険債権額	2,009 百万円
三月以上延滞債権額	0 百万円
貸出条件緩和債権額	276 百万円
合計額	3,275 百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、厚生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の全額であります。

22. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形等は、

売却または（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は621 百万円であります。

23. 当座貸越契約および貸付金に関わるコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、12,663 百万円であります。

なお、これらの契約の多くは融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

24. 有形固定資産の減価償却累計額 1,458 百万円

25. 理事および監事との間の取引による

理事および監事に対する金銭債権総額 142 百万円

26. 繰延税金資産および繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	262 百万円
その他有価証券評価差額	85
減損損失	44
賞与引当金	17
減価償却超過額	21
役員退職慰労引当金	6
その他	25
繰延税金資産小計	463
評価性引当額	△ 204
繰延税金資産合計	259
繰延税金負債	
前払年金費用	△ 20
繰延税金負債合計	△ 20
繰延税金資産の純額	239 百万円

27. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保に提供している資産	預け金	9,300 百万円
	有価証券	—
担保資産に対応する債務	借入金	1,600 百万円

上記のほか、公金取扱い、為替取引および日本銀行歳入復代理店取引のために預け金 3,003 百万円を担保として提供しております。

28. 出資 1 口当たりの純資産額は 2,835 円 59 銭です。

29. 企業会計基準第 29 号「収益認識に関する会計基準」（令和 2 年 3 月 31 日）に基づく契約資産等の金額は、他の資産等と区分表示しておりません。当事業年度の契約資産、顧客との契約から生じた債権および契約負債はございません。

主要な経営指数の推移

損 益

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
経 常 収 益	2,142,458	1,921,338	1,851,508	1,851,187	1,844,086
経 常 利 益	183,848	195,041	289,278	364,638	△ 21,813
当 期 純 利 益	105,254	116,032	157,145	177,897	15,970

主要勘定

(単位：百万円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
預 金 積 金 残 高	132,026	139,841	142,544	145,806	147,685
貸 出 金 残 高	84,596	87,177	88,457	89,697	93,131
有 価 証 券 残 高	38,037	38,945	38,535	40,007	37,276
総 資 産 額	165,754	178,578	177,805	161,418	158,605
純 資 産 額	8,443	8,709	8,797	8,828	8,800
自己資本比率(単体)	10.25%	10.99%	11.44%	11.14%	11.10%

(注)「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

出資金

(単位：千円)

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
出 資 金	1,378,138	1,516,156	1,524,417	1,537,186	1,551,852
出 資 総 口 数	2,756,277 口	3,023,312 口	3,048,834 口	3,074,373 口	3,103,704 口
出 資 配 当 率	3 %	3 %	3 %	3 %	3 %
出資に対する配当金	38,733	43,184	45,646	45,914	46,385

職員数

項 目	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
職 員 数	134人	132人	126人	125人	119人

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高等

(単位：千円)

項 目	令和4年度			令和5年度		
	平均残高	利 息	利回り(%)	平均残高	利 息	利回り(%)
資 金 運 用 勘 定	171,852,629	1,667,813	0.97%	158,473,686	1,682,922	1.06%
うち 貸 出 金	88,065,975	1,397,517	1.59%	90,631,763	1,430,256	1.57%
うち 預 け 金	42,897,677	41,218	0.10%	26,649,853	29,602	0.11%
うち 有 価 証 券	40,188,405	187,590	0.47%	40,491,498	189,132	0.46%
資 金 調 達 勘 定	164,725,906	70,786	0.04%	151,177,578	77,043	0.05%
うち 預 金 積 金	144,110,252	70,140	0.04%	146,599,321	76,403	0.05%
うち 借 用 金	20,491,232	24	0.00%	4,451,092	2	0.00%

職員1人当りの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
職員1人当り預金残高	1,166	1,241
職員1人当り貸出金残高	717	782

1店舗当りの預金・貸出金残高

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
1店舗当り預金残高	10,414	10,548
1店舗当り貸出金残高	6,406	6,652

預金業務

預金者別預金残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
個 人	115,732	79.37	116,861	79.12
法 人	30,074	20.62	30,823	20.87
一般法人	21,360	14.64	20,756	14.05
金融機関	0	0.00	7	0.00
公 金	5,839	4.00	6,999	4.73
そ の 他	2,874	1.97	3,059	2.07
合 計	145,806	100.00	147,685	100.00

預金種目別平均残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当 座 預 金	1,073	0.74	1,044	0.71
普 通 預 金	50,455	35.01	51,395	35.05
貯 蓄 預 金	575	0.39	547	0.37
通 知 預 金	150	0.10	178	0.12
定 期 預 金	81,952	56.86	84,044	57.32
定 期 積 金	9,738	6.75	9,199	6.27
その他預金	163	0.11	189	0.12
合 計	144,110	100.00	146,599	100.00

財形貯蓄残高

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
財形貯蓄残高	21	17

定期預金金利区分別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
固定金利定期預金	81,561	99.98	83,944	99.98
変動金利定期預金	12	0.01	11	0.01
その他の定期預金	—	—	—	—
合 計	81,574	100.00	83,956	100.00

融資業務

貸出金種類別平均残高

(単位：百万円)

科 目	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
割 引 手 形	641	0.73	614	0.68
手 形 貸 付	8,543	9.70	8,820	9.73
証 書 貸 付	78,080	88.66	80,396	88.71
当 座 貸 越	800	0.91	800	0.88
合 計	88,065	100.00	90,631	100.00

貸出金金利区分別残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
固 定 金 利	68,324	76.17	72,503	77.85
変 動 金 利	21,373	23.83	20,628	22.15
合 計	89,697	100.00	93,131	100.00

貸出金担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当組合預金積金	844	0.94	817	0.88
有 価 証 券	68	0.08	0	0.00
不 動 産	22,845	25.47	23,187	24.90
そ の 他	—	—	—	—
小 計	23,758	26.49	24,005	25.95
信用保証協会・信用保険	15,567	17.36	14,994	16.10
保 証	35,310	39.37	35,215	37.81
信 用	15,060	16.78	18,916	20.31
合 計	89,697	100.00	93,131	100.00

債務保証見返の担保別残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
当組合預金積金	—	—	—	—
有 価 証 券	—	—	—	—
不 動 産	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
小 計	—	—	—	—
信用保証協会・信用保険	—	—	—	—
保 証	—	—	—	—
信 用	3	100.00	2	100.00
合 計	3	100.00	2	100.00

融 資 業 務

貸出金使途別残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
運 転 資 金	51,392	57.30	53,889	57.86
設 備 資 金	38,305	42.70	39,242	42.14
合 計	89,697	100.00	93,131	100.00

消費者ローン・住宅ローン残高

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
消費者ローン	3,514	12.12	3,604	12.48
住宅ローン	25,488	87.88	25,274	87.52
合 計	29,002	100.00	28,878	100.00

代理貸付残高

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
全国信用協同組合連合会	—	—
商 工 組 合 中 央 金 庫	—	—
日本政策金融公庫(中小企業)	—	—
日本政策金融公庫(国民生活)	—	—
(独)住宅金融支援機構	90	76
(独)福 祉 医 療 機 構	7	6
(独)福祉医療機構(年金担保)	6	1
(独)中小企業基盤整備機構	8	8
合 計	111	91

貸倒引当金の内訳

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	期中増減額	金 額	期中増減額
一般貸倒引当金	59	△ 97	136	76
個別貸倒引当金	825	52	1,034	209
合 計	884	△ 44	1,170	286

貸出金償却額

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
貸 出 金 償 却 額	—	—

貸出金業種別残高・構成比

(単位：百万円)

業 種 区 分	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
製 造 業	9,344	10.42	9,314	10.00
農 業、林 業	446	0.50	413	0.44
漁 業	2	0.00	1	0.00
鉱業、砕石業、砂利採取業	4	0.00	5	0.01
建 設 業	8,622	9.61	8,795	9.44
電気・ガス・熱供給・水道業	242	0.27	222	0.24
情 報 通 信 業	16	0.02	5	0.01
運 輸 業、郵 便 業	1,827	2.04	1,873	2.01
卸 売 業、小 売 業	6,063	6.76	5,697	6.12
金 融 業、保 険 業	4,593	5.12	4,604	4.94
不 動 産 業	9,469	10.56	9,768	10.49
物 品 賃 貸 業	280	0.31	221	0.24
学術研究、専門・技術サービス業	936	1.04	865	0.93
宿 泊 業		0.00		0.00
飲 食 業	1,227	1.37	1,290	1.39
生活関連サービス業、娯楽業	958	1.07	771	0.83
教育、学 習 支 援 業	144	0.16	20	0.02
医 療、福 祉	3,956	4.41	3,824	4.11
そ の 他 の サ ー ビ ス	4,110	4.58	4,181	4.49
そ の 他 の 産 業	70	0.08	434	0.47
小 計	52,319	58.32	52,314	56.16
地 方 公 共 団 体	6,266	6.99	8,898	9.55
個人(住宅・消費・納税資金等)	31,112	34.70	31,919	34.28
合 計	89,697	100.00	93,131	100.00

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

融 資 業 務

協金法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位: 百万円)

区 分	年 度	残 高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保 全 率 (B+C) / (A)	引 当 率 (C) / (A-B)
破 産 更 生 債 権 及 び これらに準ずる債権	令和 5 年度	989	483	506	100.00%	100.00%
	令和 4 年度	532	259	272	100.00%	100.00%
危 険 債 権	令和 5 年度	2,009	992	528	75.64%	51.89%
	令和 4 年度	2,058	1,020	552	76.41%	53.22%
要 管 理 債 権	令和 5 年度	276	128	23	54.91%	15.80%
	令和 4 年度	384	144	13	41.06%	5.53%
	三月以上延滞債権	令和 5 年度	—	—	—	—
		令和 4 年度	—	—	—	—
	貸出条件緩和債権	令和 5 年度	276	128	54.91%	15.80%
		令和 4 年度	384	144	41.06%	5.53%
小 計	令和 5 年度	3,275	1,603	1,057	81.25%	63.27%
	令和 4 年度	2,975	1,424	838	76.06%	54.08%
正 常 債 権	令和 5 年度	89,921				
	令和 4 年度	86,764				
合 計	令和 5 年度	93,197				
	令和 4 年度	89,739				

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権(1に掲げるものを除く。)です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金(1及び2に掲げるものを除く。)です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(1,2及び4に掲げるものを除く。)です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財務状態及び経営成績に特に問題がない債権(1,2及び3に掲げるものを除く。)です。
7. 「担保・保証額」は自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。
10. 金額は決算後(償却後)の計数です。

証券業務

有価証券の種類別平均残高

(単位：百万円)

種 類	令和4年度		令和5年度	
	金 額	構成比(%)	金 額	構成比(%)
国 債	2	0.00	0	0.00
地 方 債	4	0.01	160	0.39
社 債	37,413	93.09	38,005	93.85
株 式	103	0.25	103	0.25
外国証券	2,664	6.63	2,222	5.48
その他の証券	0	0.00	0	0.00
合 計	40,188	100.00	40,491	100.00

公共債窓口販売実績

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
国債・その他公共債	0	18
合 計	0	18

有価証券含み損益

(単位：百万円)

区 分		令和4年度			令和5年度		
		取得原価 (償却原価を含む)	時価相当額	評価損益	取得原価 (償却原価を含む)	時価相当額	評価損益
株 式	その他有価証券	103	103	0	103	103	0
債 券	満期保有目的	50	50	0	250	250	0
	その他有価証券	40,143	39,854	△ 289	37,228	36,922	△ 305
そ の 他	その他有価証券	0	0	0	0	0	0
合 計	満期保有目的	50	50	0	250	250	0
	その他有価証券	40,246	39,957	△ 289	37,331	37,025	△ 305

- 1.「時価相当額」は上場有価証券については、決算日時価とし、非上場有価証券については価格等が算定可能なもの（店頭有価証券については証券業協会が公表する売買価格等、公募債券については証券業協会が公表する公社債店頭気配表に記載されている銘柄の利回りに基づいて計算された価格）について時価相当額とし、その他のものについては帳簿価格によります。
- 2.債券の「その他有価証券」には、円建外国債券及びユーロ円債券を含んでいます。
- 3.「金融商品に係る会計基準」を適用し、保有区分は「満期保有」と「その他有価証券」としております。
- 4.その他は、投資信託及び出資金です。
- 5.デリバティブに係る有価証券、金銭信託の取り扱いはありません。

有価証券種類別・残存期間別残高

(単位：百万円)

区 分		1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期限の定めのないもの	合 計
令和5年度	国 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	地 方 債	—	—	100	—	150	—	—	250
	短 期 社 債	—	—	—	—	—	—	—	—
	社 債	5,396	15,920	10,218	3,304	196	100	—	35,137
	株 式	—	—	—	—	—	—	103	103
	外国債券・その他の証券	299	1,095	389	—	—	—	—	1,785

公共債ディーリング実績

取扱いしておりません。

商品有価証券の種類別平均残高

取扱いしておりません。

オプション取引の時価情報

取扱いしておりません。

先物取引の時価情報

取扱いしておりません。

オフバランス取引の時価情報

取扱いしておりません。

その他業務

内国為替取扱実績

(単位：件、百万円)

区 分		令和4年度		令和5年度	
		件 数	金 額	件 数	金 額
送金・振込	他金融機関へ	57,206	42,766	58,165	52,842
	他金融機関から	98,732	56,272	101,288	60,203
代金取立	他金融機関へ	965	692	1	257
	他金融機関から	12	13	1	300

外貨建資産残高

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
外貨両替用現金	0	0
外貨建有価証券	0	0

※外貨建の資産は、決算日の為替相場による円換算額です。

諸比率・収益費用等

預貸率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
期 中 平 均 残 高	61.11	61.82
期 末 残 高	61.52	63.06

預証率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
期 中 平 均 残 高	27.89	27.62
期 末 残 高	27.44	25.24

総資産利益率

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
総資産経常利益率	0.23	△ 0
総資産当期純利益率	0.11	0.01

総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

項 目	令和4年度	令和5年度
資金運用利回り	0.97	1.06
資金調達原価率	0.76	0.86
総資金利鞘	0.21	0.20

受取利息・支払利息の増減

(単位：百万円)

項 目	令和4年度	令和5年度
受取利息の増減	△ 15	15
支払利息の増減	△ 30	6

諸比率・収益費用等

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目		令和4年度	令和5年度
資 金 運 用 収 支	資 金 運 用 収 益	1,667,813	1,682,922
	資 金 調 達 費 用	70,786	77,043
	資 金 運 用 収 支	1,597,026	1,605,878
役 務 取 引 等 収 支	役 務 取 引 等 収 益	125,989	125,802
	役 務 取 引 等 費 用	221,091	226,057
	役 務 取 引 等 収 支	△95,102	△100,255
そ の 他 の 業 務 収 支	そ の 他 業 務 収 益	16,065	34,827
	そ の 他 業 務 費 用	10	—
	そ の 他 の 業 務 収 支	16,055	34,827
業 務 粗 利 益		1,517,980	1,540,450
業 務 粗 利 益 率		0.88%	0.97%
業 務 純 益		340,664	241,137
実 質 業 務 純 益		340,664	318,107
コ ア 業 務 純 益		340,664	307,266
コ ア 業 務 純 益 (除く投資信託解約損益。)		340,664	307,266

- (注) 1. 業務粗利益率＝業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100
 2. 業務純益＝業務収益－業務費用
 3. 実質業務純益＝業務純益＋一般貸倒引当金繰入額
 4. コア業務純益＝実質業務純益－国債等債券損益

役務取引の状況

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
役 務 取 引 等 収 益	125,989	125,802
受入為替手数料	29,639	28,628
その他の受入手数料	96,317	97,132
その他の役務取引等収益	32	41
役 務 取 引 等 費 用	221,091	226,057
支払為替手数料	13,004	12,972
その他の支払手数料	9,328	6,752
その他の役務取引等費用	198,758	206,333

その他業務収益の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
外国為替売買益	9	—
商品有価証券売買益	—	—
国債等債券売却益	—	10,841
国債等債券償還益	—	—
金融派生商品収益	—	—
その他の業務収益	16,055	23,986
合 計	16,065	34,827

経費の内訳

(単位：千円)

項 目	令和4年度	令和5年度
人 件 費	777,972	810,609
報酬給料手当	646,657	673,433
退職給付費用	18,919	32,239
そ の 他	112,395	104,936
物 件 費	348,655	355,489
事 務 費	183,810	185,490
固定資産費	47,157	47,330
事 業 費	24,035	30,227
人事厚生費	10,705	12,682
預金保険料	20,040	20,594
減価償却費	62,906	59,164
税 金	55,045	61,434
合 計	1,181,673	1,227,533

自己資本の充実の状況

I. 自己資本の構成に関する事項

(単位：百万円、%)

項 目	令和4年度		令和5年度	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
コア資本に係る基礎項目（1）				
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	8,990		8,974	
うち、出資金および資本剰余金の額	1,537		1,551	
うち、利益剰余金の額	7,563		7,469	
うち、外部流出予定額（△）	45		46	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	59		136	
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	59		136	
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—	
適格旧資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第3条第12項及び第13項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第4条第6項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45％に相当する額のうち、経過措置（自己資本比率改正告示附則第5条第7項）によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—	
コア資本に係る基礎項目の額（イ）	9,049		9,110	
コア資本に係る調整項目（2）				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額	17	—	8	—
うち、のれんに係るものの額	—	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	17	—	8	—
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額	—	—	—	—
適格引当金不足額	—	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—	—
前払年金費用の額	—	—	53	—
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	—	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—	—	—
特定項目に係る10％基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
特定項目に係る15％基準超過額	—	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—	—
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	—	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額（ロ）	17		61	
自己資本				
自己資本の額（（イ）－（ロ））（ハ）	9,032		9,049	
リスク・アセット等（3）				
信用リスク・アセットの額の合計額	77,779		78,227	
資産（オン・バランス項目）	77,777		78,226	
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△902		△751	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第9条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、無形固定資産（のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、繰延税金資産に係るものの額	—		—	
うち、調整項目に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第8条第10項）により、なお従前の例によるとしてリスク・アセットが適用されることになったものの額のうち、前払年金費用に係るものの額	—		—	
うち、他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第12条第7項又は第8項）を用いて算出したリスク・アセットの額から経過措置を用いずに算出したリスク・アセットの額を控除した額	△902		△751	
うち、上記以外に該当するものの額	—		—	
オフ・バランス等取引項目	2		1	
CVAリスク相当額を8％で除して得た額	0		—	
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8％で除して得た額	3,255		3,273	
信用リスク・アセット調整額	—		—	
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—	
リスク・アセット等の額の合計額（ニ）	81,034		81,501	
自己資本比率				
自己資本比率（（ハ）/（ニ））	11.14%		11.10%	

(注) 1. 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第6条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第22号）」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

自己資本の充実の状況

II. 定量的な開示事項

1. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

項 目		令和4年度		令和5年度	
		リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット・所要自己資本の額合計		77,777	3,111	78,227	3,129
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー		78,679	3,147	78,977	3,159
イ.	現金	—	—	—	—
	我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
	国際決済銀行等向け	—	—	—	—
	我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
	外国の中央政府以外の公共部門向け	—	—	—	—
	国際開発銀行向け	—	—	—	—
	地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
	我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
	地方三公社向け	20	1	20	1
	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	7,015	281	7,178	287
	法人等向け	38,758	1,550	38,413	1,537
	中小企業等向け及び個人向け	20,333	813	20,801	832
	抵当権付住宅ローン	3,003	120	2,798	112
	不動産取得等事業向け	4,290	172	3,611	144
	三月以上延滞等	86	3	178	7
	取立未済手形	—	—	—	—
	信用保証協会等による保証付	713	29	753	30
	株式会社企業再生支援機構による保証付	—	—	—	—
	出資等	—	—	—	—
	出資等のエクスポージャー	—	—	—	—
	重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外	4,457	178	5,222	209
	他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部 T L A C 関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,754	70	1,502	60
	信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	696	28	696	28
	特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	408	16	657	26
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
	総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部 T L A C 関連調達手段のうち、その他外部 T L A C 関連調達手段に係る五パーセント基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
	上記以外のエクスポージャー	1,598	64	2,367	95
	②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
	証券化	—	—	—	—
	STC 要件適用部分	—	—	—	—
	非 STC 要件適用部分	—	—	—	—
	再証券化	—	—	—	—
	③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	—	—	—	—
	ルック・スルー方式	—	—	—	—
	マンドート方式	—	—	—	—
	蓋然性方式 (250%)	—	—	—	—
	蓋然性方式 (400%)	—	—	—	—
	フォールバック方式 (1250%)	—	—	—	—
	④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
	⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	-902	-36	-751	-30
	⑥C V A リスク相当額を 8 % で除して得た額	0	0	0	0
	⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ. オペレーショナル・リスク		3,255	130	3,273	131
ハ. 単体総所要自己資本額 (イ+ロ)		81,032	3,241	81,500	3,260

(注) 1. 所要自己資本の額＝リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関および第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

※「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、欧州共同体、信用保証協会等のことです。

4. オペレーショナル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しております。

〈オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法〉

$$\frac{\text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}} \div 8\%$$

5. 単体総所要自己資本額＝単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況

2. 信用リスクに関する事項(証券化エクスポージャーを除く)

(1) 信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類別の期末残高

〈地域別・業種別・残存期間別〉

(単位：百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	エクスポージャー 区 分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
				貸出金、コミットメント及びその他の デリバティブ以外の オフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
		令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
国	内	160,093	158,176	89,736	93,194	37,688	35,675	—	—	532	989
外	国	2,505	1,803	—	—	2,505	1,803	—	—	—	—
そ	の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地 域 別 合 計		162,598	159,980	89,736	93,194	40,193	37,478	—	—	532	989
製	造 業	23,027	22,335	9,826	9,635	13,201	12,700	—	—	8	106
農	業、林業	563	518	563	518	—	—	—	—	15	15
漁	業	2	1	2	1	—	—	—	—	—	—
鉱	業、砕石業、砂利採取業	4	5	4	5	—	—	—	—	—	—
建	設 業	4,006	11,909	1,906	10,009	2,099	1,900	—	—	46	136
電	気・ガス・熱供給・水道業	11,394	3,222	8,293	222	3,101	2,999	—	—	67	—
情	報 通 信 業	621	609	16	5	604	603	—	—	—	—
運	輸 業、郵便業	4,919	4,447	1,911	1,943	3,007	2,504	—	—	—	—
卸	売 業、小 売 業	8,552	8,307	6,352	5,907	2,199	2,399	—	—	147	219
金	融・保 険 業	7,979	10,420	1,174	4,618	6,705	5,702	—	—	—	—
不	動 産 業	15,130	15,033	9,606	10,013	5,522	5,019	—	—	15	181
物	品 質 貸 業	3,621	6,279	2,021	4,881	1,599	1,398	—	—	49	—
学	術研究、専門・技術サービス業	1	137	—	136	—	—	—	—	—	—
宿	泊 業	421	—	421	—	—	—	—	—	—	—
飲	食 業	1,936	1,951	1,736	1,751	200	200	—	—	22	11
生	活関連サービス業、娯楽業	583	448	280	246	300	200	—	—	—	—
教	育、学 習 支 援 業	124	121	24	20	100	100	—	—	—	—
医	療、福 祉	3,958	3,828	3,958	3,828	—	—	—	—	—	—
そ	の 他 の サービス	1,643	3,305	242	1,905	1,400	1,400	—	—	—	54
そ	の 他 の 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等		6,416	9,257	6,266	8,907	150	350	—	—	—	—
個	人	26,229	28,204	26,229	28,204	—	—	—	—	155	265
そ	の 他	41,461	29,632	8,895	429	—	—	—	—	3	—
業 種 別 合 計		162,598	159,980	89,736	93,194	40,193	37,478	—	—	532	989
1	年 以 下	70,823	66,519	38,843	38,939	5,201	5,700	—	—		
1	年 超 3 年 以 下	27,718	31,162	13,514	13,975	14,204	17,127	—	—		
3	年 超 5 年 以 下	28,372	25,450	11,736	14,646	16,636	10,804	—	—		
5	年 超 7 年 以 下	16,824	15,425	13,124	12,030	3,700	3,395	—	—		
7	年 超 10 年 以 下	10,817	11,806	10,467	11,456	350	350	—	—		
1	0 年 超	2,152	2,248	2,052	2,148	100	100	—	—		
期間の定めのないもの		5,890	7,367	—	—	—	—	—	—		
残存期間別合計		162,598	159,980	89,736	93,194	40,193	37,478	—	—		

- (注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額の合計額です。
2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している者に係るエクスポージャーのことです。
3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分や期間区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。
4. CVAリスクおよび中央精算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(2) 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

(単位：百万円)

		期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
				目的使用	その他	
一般貸倒引当金	令和4年度	156	59	—	156	59
	令和5年度	59	136	—	59	136
個別貸倒引当金	令和4年度	772	825	12	760	825
	令和5年度	825	1,034	18	807	1,034
合 計	令和4年度	929	884	12	916	884
	令和5年度	884	1,170	18	866	1,170

(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

自己資本の充実の状況

(3) 業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業 種 区 分	個 別 貸 倒 引 当 金										貸 出 金 償 却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
					目的使用		その他					
	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度	令和5年度
製 造 業	115	107	107	158	—	—	115	107	107	158	—	—
農 業、林 業	10	11	11	10	—	—	10	11	11	10	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、碎石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	80	110	110	132	—	13	80	97	110	132	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	83	128	128	151	—	—	83	128	128	151	—	—
金 融 業・保 険 業	—	—	—	1	—	—	—	—	—	1	—	—
不 動 産 業	158	144	144	216	—	—	158	144	144	216	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	1	1	1	1	—	—	1	1	1	1	—	—
宿 泊 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	5	4	4	3	—	—	5	4	4	3	—	—
生活関連サービス業・娯楽業	259	243	243	235	12	2	246	241	243	235	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	7	17	17	18	—	2	7	15	17	18	—	—
そ の 他 の 産 業	2	—	—	—	—	—	2	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	47	55	55	104	—	—	47	55	55	104	—	—
合 計	772	825	825	1,034	12	18	760	807	825	1,034	—	—

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

(4) リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定める リスク・ウェイト 区 分	エ ク ス ポ ー ジ ャ ー の 額					
	令 和 4 年 度			令 和 5 年 度		
	格付適用有り	格付適用無し	その他	格付適用有り	格付適用無し	その他
0%	50	14,861	—	250	15,360	—
10%	—	7,183	—	—	7,592	—
20%	6,606	30,286	—	7,499	31,306	—
35%	—	4,305	—	—	3,962	—
50%	23,814	17,601	—	21,908	17,494	—
75%	—	19,020	—	—	19,564	—
100%	9,021	29,139	—	7,221	27,134	—
150%	100	23	—	—	96	—
250%	600	—	—	600	—	—
1,250%	—	—	—	—	—	—
自己資本控除	—	—	—	—	—	—
合 計	40,193	122,421	—	37,478	122,512	—

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限りです。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. 「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等のエクスポージャーです。

具体的には投資信託・その他の証券が含まれております。

4. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスク及び中央精算機関関連エクスポージャーは含まれていません。

自己資本の充実の状況

3. 信用リスク削減手法に関する事項

(単位：百万円)

信用リスク削減手法	適格金融資産担保残高		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
ポートフォリオ						
信用リスク削減手法が適用された エクスポージャー	1,162	1,131	36	—	—	—
①ソ ブ リ ン 向 け	—	—	36	—	—	—
②金 融 機 関 向 け	—	—	—	—	—	—
③法 人 等 向 け	314	289	—	—	—	—
④中小企業等・個人向け	756	711	—	—	—	—
⑤抵当権付住宅ローン	5	5	—	—	—	—
⑥不動産取得等事業向け	56	97	—	—	—	—
⑦三 月 以 上 延 滞	—	—	—	—	—	—
⑧出 資 等	—	—	—	—	—	—
⑨そ の 他	31	27	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクスポージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクスポージャー）を含みません。

3. 「その他」とは、①～⑦に区分されないエクスポージャーです。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

5. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

6. 出資等エクスポージャーに関する事項

(1) 貸借対照表計上額及び時価

(単位：百万円)

区 分	令和4年度		令和5年度	
	貸借対照表計上額	時 価	貸借対照表計上額	時 価
上 場 株 式 等	0	0	0	0
非 上 場 株 式 等	103	103	103	103
合 計	103	103	103	103

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポージャーについては、非上場株式等を含めて記載しております。

(2) 出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

区 分	令和4年度	令和5年度
売 却 益	—	10
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付けとするエクスポージャー（いわゆるファンド）にかかる売買損益は含まれておりません。

(4) 貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	—	0

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、満期保有有価証券の評価損益です。

7. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 自己資本調達手段の概要

当組合の自己資本は、出資金、資本剰余金及び利益剰余金等により構成されています。

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	9,049	9,110
発 行 主 体	両 備 信 用 組 合	
資本調達手段の種類	普 通 出 資	

(3) 貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和4年度	令和5年度
評 価 損 益	-289	-305

(注) 「貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

8. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1:金利リスク					
項番		イ		ロ	
		△EVE		△NII	
		令和5年度	令和4年度	令和5年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	2,165	2,268	0	0
2	下方パラレルシフト	0	0	29	16
3	ス テ ィ ー プ 化	1,777	1,854		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	2,165	2,268	29	16
		ホ		ヘ	
		令和5年度		令和4年度	
8	自 己 資 本 の 額	9,049		9,032	

(注1) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

※△EVEとは、IRRBB1の内、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測され、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

※△INNとは、IRRBB1の内、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいいます。

役員等の報酬体系

対象役員

当組合では、理事全員及び監事全員（非常勤を含む）の報酬体系を開示しています。対象役員に対する報酬等は、職務遂行の対価として支払う「基本報酬」、在任期間中の職務執行及び特別功勞の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

1. 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しています。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しています。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事の協議により決定しています。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に每期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っています。

2. 役員に対する報酬

（単位：百万円）

	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理 事	48	87
監 事	11	12
合 計	59	99

（注）1. 上記は、協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

2. 支払人数は、理事12名、監事4名です。（期中に退任した者を含む）

3. その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5条に該当する事項はありません。

対象職員等

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当組合の非常勤役員、当組合の職員、当組合の主要な連結子法人等の役職員であって、対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当組合の業務及び財産の状況に重要な影響を与える者をいいます。

なお、令和5年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

（注）1. 対象職員等には、期中に退任・退職したものを含めています。

2. 「主要な連結子法人等」とは、当組合の連結子法人等のうち、当組合の連結総資産に対して2%以上の資産を有する会社等をいいます。当組合には該当する法人等はありません。

3. 「同等額」は、令和5年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としています。

4. 当組合の職員の給与、賞与及び退職金は当組合における「給与規程」及び「退職手当規程」に基づき支払っています。

なお、当組合は、非営利・相互扶助の協同組合組織の金融機関であり、業績連動型の報酬体系を取り入れた自社の利益を上げることや株価を上げること動機付けされた報酬となっていないため、職員が過度なリスクテイクを引き起こす報酬体系ではありません。





ヤマボウシ（神石高原町）

この写真は、神石高原町に咲く「ヤマボウシ」です。
春になると可憐な白い花を咲かせ、秋に赤い実をつけ、
冬にかけては紅葉が美しい常緑広葉樹です。
（写真：神石高原町のHPより）

RYOBISHINYOKUMIAI

リョーシンレポート2024 令和6年7月発行

〒726-0003 広島県府中市元町462番地の10
両備信用組合 総合企画部
TEL(0847)45-2228 FAX(0847)45-2784

ホームページはこちら

